

香取市幼保一元化施設整備計画（素案）

平成26年10月

香 取 市

## 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	
1 幼保一元化推進の趣旨及び取組み（はじめに）	1
2 幼稚園と保育所をめぐる動向	2
(1) 幼稚園をめぐる動向	2
(2) 保育所をめぐる動向	4
(3) 幼保にまたがる動向	6
<b>3 子どもを取り巻く社会環境</b>	7
(1) 人口の減少	7
(2) 少子化の進行	9
① 合計特殊出生率	9
② 出生数	9
③ 0～5歳人口	9
(3) 核家族の進行	12
(4) 女性の社会進出	12
(5) 就学前児童の育成状況	13
① 幼稚園への入園状況	13
② 保育所（園）への入所（園）状況	14
4 香取市の各種計画における子育て支援・幼児教育施策の位置づけ	17
(1) 香取市総合計画	17
(2) 香取市次世代育成支援行動計画	18
(3) 香取市公立保育所適正化配置の指針と実施プラン	19
(4) 香取市教育ビジョン	20
(5) 香取市幼稚園再編基本方針	21
<b>第2章 香取市の保育所及び幼稚園の現状と課題</b>	
1 施設の現状	22
(1) 幼稚園	22
(2) 保育所（園）	22
2 入所児童数及び職員数	23
(1) 幼稚園	23
(2) 保育所（園）	23
3 市内幼稚園及び保育所（園）幼児数の推移	24
(1) 幼稚園	24
(2) 保育所（園）	25
4 市内幼稚園及び保育所（園）の運営状況	26
(1) 幼稚園	26
(2) 保育所（園）	26
5 幼児教育・保育に係る課題等の整理	27
(1) 幼児期における現状と課題	27
(2) 施設の現状と課題	27
(3) 幼稚園・保育所での就学前教育に向けての類似について	27

<b>第3章 幼保一元化施策の推進</b>		
1 認定こども園の類型	.....	28
2 幼保一元化施設の整備	.....	30
(1) 基本方針	.....	30
(2) 教育及び保育の目標	.....	31
(3) 目標を達成するために行う重点項目	.....	31
(4) 計画期間	.....	32
3 整備方針	.....	33
運営・管理の視点		
(1) 幼保施設の類型	.....	33
(2) 利用区分・認定区分	.....	33
(3) 利用定員	.....	34
(4) 職員と職員の資格	.....	34
(5) 職員配置	.....	35
(6) 学級編成	.....	35
(7) 給食の方針	.....	36
(8) 開設時間及び期間	.....	36
(9) 施設スケジュール（案）	.....	37
(10) 利用者負担額（保育料の設定）	.....	38
建設の視点		
(1) 建設位置	.....	38
(2) 面積基準等	.....	39
(3) 諸室の規模及び整備	.....	40
(4) 施設配置	.....	41
<b>第4章 今後のスケジュール（案）</b>		
1 【小見川地区】幼保一元化施設の整備工程	.....	42
2 【佐原地区】幼保一元化施設の整備工程	.....	42

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 幼保一元化推進の趣旨及び取組み (はじめに)

本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画「香取市総合計画」では、「市民協働による暮らしやすく 人が集うまちづくり」を基本理念とし、「活力」と「安全・安心」をキーワードとして、目標年度である平成29年度に向けた香取市の将来都市像を、「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取」と掲げ、活力に満ちあふれ、住みやすい環境のなかで市民の笑顔があふれるまちを目指している。

この将来都市像の実現のため、後期基本計画では3つの重点プロジェクトを設定した。そのひとつである「げんき 創造プロジェクト」では、地域全体が子育てに関心を持ち、子どもが健やかに成長できるまちを推進するために、家庭・地域・保育所・幼稚園などが幅広く連携を図ることや、保育サービスの充実・経済的支援の充実に取り組み、子どもを安心して産み育てることができる子育て支援の充実を掲げている。

現在の子育てを取り巻く環境は、全国的な少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化などの経済社会の急激な変化を受けて人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化等が見受けられ、それは本市においても例外ではない。そのような社会状況が地域社会や家庭における親の子育て環境を変化させており、子どもの育ちの現状として、成長に必要な規模の集団が確保されにくい、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している等の課題が生じている。

また、小学校就学前の子どもの保育と教育に関するニーズが多様化している中で、保護者が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園という保護者の就労の有無で利用施設が限定されることや子育てに不安や負担を抱えている方への支援など、これまでの取組みだけでは対応することが困難な状況となっている。

このような課題等を踏まえ、幼児期における教育がその後の生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、家庭における教育・地域社会における教育・保育所や幼稚園等の施設における教育のこれら三つのバランスを保ちながら幼児教育を推進していくことが必要となる。

今後の子どもの育ちや子育てへの取組みとして、「多様なニーズに応じた就学前教育・保育の充実」「適正規模の確保」「幼保施設の充実」「子育て支援機能の充実」という4つの基本方針を掲げることとした。そして、この基本方針に向かうため「安全・安心で快適な生活環境と基本的生活習慣の確立」「自立心と人と関わる力の育成の充実」「豊かな感性や表現力の育成の充実」「家庭・地域との連携、子育て支援等の充実」を図り、小学校就学前の子どもたちや保護者に対する総合的な保育・教育・支援の提供を行うため、老朽化した保育所・幼稚園の改廃にあわせ、幼保一元化に係る統廃合や管理運営体制を具体的に検討し、本計画を策定するものである。

## 2 幼稚園と保育所をめぐる動向

### (1) 幼稚園をめぐる動向

昭和 23 年 (1948) 『保育要領』 (文部省刊行 (手引書性格の試案))
<p>★学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所を制度上の位置づけは異なるが、幼稚園・保育所は一貫した保育内容が基準</p> <p>○幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引きとして刊行</p> <p>○幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説</p> <p>○保育内容を「楽しい幼児経験」として、12 項目に分けて示す</p> <p>○幼稚園と家庭との連携の在り方について解説</p>
昭和 31 年 (1956) 『幼稚園教育要領』 (文部省編集)
<p>★小学校の教育内容と一貫性を持たせつつも、幼稚園独自の教育 (保育) 内容が基準</p> <p>★幼稚園と保育所の形式的な二元体制から制度、内容ともに区別化</p> <p>○幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善</p> <p>○学校教育法に掲げる目的・目標に従って、教育内容を「望ましい経験」と示す</p> <p>○「望ましい経験」を6つの「領域」に分類整理し、指導計画の作成を用意にするとともに、各領域に示す内容を総合的に経験させることとして小学校以上における教科との違いを明示</p> <p>○幼稚園教育における指導上の留意点の明示</p>
昭和 39 年 (1964) 『幼稚園教育要領』 改訂 (文部省告示)
<p>★幼稚園教育要領は、小学校・中学校・高等学校と同様に、文部省告示として施行され、教育課程の基準としての性格を明確化</p> <p>★幼稚園教育の独自性がより明確化し、幼稚園と保育所の二元的制度をより一層強化、固定化</p> <p>○教育内容を精選し、幼稚園終了までに達成することが「望ましいねらい」として明示</p> <p>○6つの領域にとらわれない総合的な経験や活動によって「ねらい」が達成されるものであることを示し、幼稚園教育の基本的な考え方及び教育課程の編成の方針を明確化</p> <p>○「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化</p>
昭和 39 年 (1964) 『第1次幼稚園教育振興計画』
<p>★幼稚園教育の普及、整備の促進 &lt;昭和 39 年度～昭和 45 年度&gt;</p> <p>○教育内容を刷新するとともに、すべての幼児が適切な環境のもとに幼稚園教育を受けられるよう、幼稚園教育の充実と普及を図る</p> <p>○目標：7 年間で約 30,000 の公私立幼稚園の増設と人口 1 万人以上の市町村における5歳児就園率を 63.5%まで高める</p>
昭和 46 年 (1971) 『第2次幼稚園教育振興計画』
<p>★幼稚園教育の普及、整備の促進 &lt;昭和 46 年度～昭和 57 年度&gt;</p> <p>○目標：入園を希望するすべての4歳児、5歳児を就園させること</p>
平成元年 (1989) 『幼稚園教育要領』 改訂 (文部省告示)
<p>★幼児教育の基本及び社会変化に対応できるための重視事項を明示</p> <p>○「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示</p> <p>○ねらいや内容を幼児の発達の側面からまとめて、5つの領域を編成 (5領域：健康・人間関係・環境・言葉・表現)</p> <p>○幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう「ねらい」と「内容」関係を明確化</p> <p>○年間教育日数を最低 39 週とするとともに、1日4時間を標準とする教育時間を地域の実情などに応じて弾力的に対応できるよう表記を改正</p>
平成 3 年 (1992) 『第3次幼稚園教育振興計画』
<p>★幼稚園教育の普及、整備の促進 &lt;平成 3 年度～平成 12 年度&gt;</p> <p>○目標：3歳児を含めた入園希望園児すべてを就園させる</p>
平成 10 年 (1998) 『幼稚園教育要領』 改訂 (文部省告示)
<p>★小学校との連携、幼稚園運営の弾力化を明示</p> <p>★弾力的な運営 (預かり保育や子育て支援等) による幼稚園の保育所的機能の進展</p>

- 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすことを明示
- 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- 各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、名称を「内容の取扱い」に変更
- 指導計画作成上の留意事項に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成 13 年（2001）『幼児教育振興プログラム』

★幼稚園の保育所的な役割の積極的な推進 <平成 13 年度～平成 17 年度>

- 幼稚園教育活動及び教育環境の充実
- 幼稚園における子育て支援の充実
- 幼稚園と小学校の連携の推進
- 幼稚園と保育所の連携の推進
  - ・幼稚園と保育所の共有施設に係る運営等の実践研究の実施
  - ・幼稚園関係者と保育所関係者による研修の相互参加等、教員と保育士間や幼稚園児と保育所入所間の交流促進
  - ・文部科学省及び厚生労働省の共同による幼稚園と保育所の連携の事例種の作成等、今後の地域での取組に資する参考資料を平成 13 年度中に作成・提供
  - ・養成課程の充実、科目等履修生制度の活用等幼稚園免許と保育士資格の併有机会の充実〔施設の共有化や関係者間の交流、情報の交換等を通じて、各地域において、実情に応じた様々な取組が行われるよう推進〕

平成 18 年（2006）『幼児教育アクションプログラム』

★「家庭」、「地域社会」、「幼稚園・保育所等施設」それぞれの幼児教育と相互連携の充実化

- 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用の促進
  - ・幼稚園と保育所の研修の充実
  - ・幼稚園教諭・保育士の資格の併有の促進
  - ・教育・保育内容の整合性の確保
  - ・窓口の一本化
  - ・相互理解の促進
  - ・認定こども園制度の周知促進
  - ・認定こども園に関する事務手続きの簡素化
  - ・認定こども園の質の確保・向上
  - ・認定こども園制度の機能強化
- 希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供
- 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実
- 教員の資質及び専門性の向上
- 家庭や地域社会の教育力の再生・向上
- 生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

平成 20 年（2008）『幼稚園教育要領』改訂（文部省告示）

★幼稚園と保育所の「重なり」の拡大

- 発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実
- 幼稚園教育と家庭教育の連続性をふまえた幼児教育の充実
- 子育て支援と預かり保育の充実

平成 23 年（2011）『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』

★義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41 法律）

- 協議、同意、許可・承認
  - ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ

(2) 保育所をめぐる動向

昭和 23 年 (1948) 『保育要領』 (文部省刊行 (手引書性格の試案))
<p>★学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所を制度上の位置づけは異なるが、幼稚園・保育所は一貫した保育内容が基準</p> <p>○幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引きとして刊行</p> <p>○幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説</p> <p>○保育内容を「楽しい幼児経験」として、12 項目に分けて示す</p>
昭和 26 年 (1951) 『児童福祉法』改正
<p>★保育所の役割をより明確化</p> <p>○「保育に欠けるものを保育所に入所させること」が追加</p>
昭和 38 年 (1963) 『幼稚園と保育所との関係について』 (文部省・厚生省通知)
<p>★幼稚園と保育所の二元化を強調</p> <p>○幼稚園は幼児に対し、学校教育を施すことが目的であり、保育所は「保育に欠ける児童」の保育を行うことが目的</p> <p>○保育所の持つ機能のうち教育に関するものは「幼稚園教育要領」に準ずることが望ましい</p>
昭和 40 年 (1965) 『保育所保育指針』 (厚生省刊行)
<p>★保育所保育のガイドライン</p> <p>○保育所は保育に欠ける乳幼児を保育</p> <p>○養護と教育の一体</p>
平成 2 年 (1990) 『保育所保育指針』改訂
<p>★幼稚園教育要領との類似</p> <p>○教育に関する内容は、幼稚園教育要領に準拠して同様の 5 つの領域を編成</p> <p>○幼稚園教育要領の「教育課程」と「指導計画」に相当する「保育計画」と「指導計画」からなる「保育の計画」を作成</p>
平成 6 年 (1994) 『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (エンゼルプラン)』 <文部省、厚生省、労働省、建設省合意>
<p>★社会全体での子育て支援 &lt;平成 7 年度～平成 16 年度&gt;</p> <p>○多様な保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育システムの多様化、弾力化の促進</li> <li>・低年齢児保育、延長保育、一時保育事業の拡充</li> <li>・保育所の多機能化のための整備</li> </ul> <p>○子育て支援のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターの整備</li> </ul>
平成 6 年 (1994) 『緊急保育対策等 5 か年事業』 <厚生省・大蔵省・自治省合意>
<p>★育児と仕事の両立に重点をおき、保育サービスの数値目標を設定 &lt;平成 7 年度～平成 11 年度&gt;</p> <p>○多様な保育サービスの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢児 (0～2 歳児) 保育 60 万人</li> <li>・時間延長型保育 7,000 か所</li> <li>・一時的保育 3,000 か所</li> </ul> <p>○保育所の多機能化のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能化保育所の整備 1,500 か所</li> </ul> <p>○子育て支援のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター 3,000 か所</li> </ul>
平成 10 年 (1998) 『児童福祉法』改正
<p>★多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供</p> <p>○選択できる保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの個性や保護者の就労状況に合った希望する保育所の選択</li> </ul> <p>○子育て相談の充実</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所が保育に関する情報の提供に併せて、地域住民に対する育児相談の実施</li> </ul>
<p>平成 11 年（1999）『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）』          &lt;大蔵省、文部省、厚生省、労働省、建設省、自治省合意&gt;</p>
<p>★少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画 &lt;平成 12 年度～平成 16 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービス等子育て支援サービスの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢児（0～2歳児）の保育所受入の拡大</li> <li>・多様な需要に応える保育サービスの推進（延長保育、休日保育の推進等）</li> <li>・在宅児も含めた子育て支援の推進（地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>平成 15 年（2003）『次世代育成支援対策推進法』 &lt;平成 17 年度～平成 26 年度（時限立法）&gt;</p>
<p>★次世代育成支援対策について、地方公共団体及び事業主の行動計画策定を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子育て支援</li> <li>○親子の健康の確保</li> <li>○教育環境の整備</li> <li>○子育て家庭に適した居住環境の確保</li> <li>○仕事と家庭の両立 等</li> </ul>
<p>平成 15 年（2003）『児童福祉法』改正</p>
<p>★すべての子育て家庭における児童の養育を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村における子育て支援事業のあっせん等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業に対する情報提供、助言、利用のあっせん、調整、要請等</li> </ul> </li> </ul>
<p>平成 16 年（2004）『少子化社会対策大綱』</p>
<p>★子育ての新たな支え合いと連帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前児童の教育・保育を充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロ作戦の一層の推進</li> <li>・延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育、幼稚園預かり保育等の多様なサービスの充実</li> <li>・就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の実施</li> </ul> </li> <li>○地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」の身近な場所での設置を推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>平成 16 年（2004）『子ども・子育て応援プラン（新新エンゼルプラン）』</p>
<p>★少子化社会対策大綱の重点課題への具体的な施策内容と目標の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育ての新たな支え合いと連帯             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時、特定保育の推進</li> <li>・預かり保育の推進など幼稚園の地域幼児教育センター機能の充実</li> <li>・乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>平成 20 年（2008）『児童福祉法』改正</p>
<p>★子育て支援事業を法律上位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな子育て支援サービスの創設             <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・家庭的保育事業</li> </ul> </li> </ul>
<p>平成 20 年（2008）『保育所保育指針』改定</p>
<p>★保育所保育指針は、幼稚園教育要領と同様に、厚生省告示として施行され、保育課程の基準としての性格を明確化</p>
<p>平成 23 年（2011）『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』</p>
<p>★義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41 法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・公物設置管理の基準             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任</li> </ul> </li> </ul>



(3) 幼保にまたがる動向

平成9年(1997)『幼稚園と保育所の在り方に関する検討会』
★施設と運営の共用 ○文部省と厚生省が共同して、国民の多様なニーズに対応できるよう、望ましい運営や施設の在り方を幅広い視点から検討 ○幼稚園と保育所を合築し、併設し、又は同一敷地内に設置するに当たっての施設の共用化等に関する取扱いを中心に検討
平成10年(1998)『幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針』
★幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務等について地域の実情に応じた弾力的な運用 ○基準面積や職員数については、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により算定 ○教育・保育内容に関して、合同で研修を実施
平成15年(2003)『次世代育成支援対策推進法』<平成17年度～平成26年度(時限立法)>(再掲)
★次世代育成支援対策について、地方公共団体及び事業主の行動計画策定を義務化 ○地域における子育て支援 ○親子の健康の確保 ○教育環境の整備 ○子育て家庭に適した居住環境の確保 ○仕事と家庭の両立 等
平成15年(2003)『規制改革アクションプラン』
★就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設定 ○保育所調理室の設置義務の撤廃等施設整備基準の統一 ○幼稚園教諭と保育士の資格・配置基準の統一 ○保育に欠ける子どもだけでなく誰でも入所できるよう入所要件緩和
平成16年(2004)『子ども・子育て応援プラン(新新エンゼルプラン)』(再掲)
★少子化社会対策大綱の重点課題への具体的な施策内容と目標の提示 ○子育ての新たな支え合いと連帯 ・一時、特定保育の推進 ・預かり保育の推進など幼稚園の地域幼児教育センター機能の充実 ・乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進
平成18年(2006)『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』
★幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供 ○教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける・欠けない子どもにも対応) ○地域における子育て支援(子育て相談や親子の集いの場の提供)の実施
平成24年(2012)『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』改正
★「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設(法律未施行) ○新たな「幼保連携型認定こども園」 ・満3歳以上の受入を義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供 ・保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供 ・保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

### 3 子どもを取り巻く社会環境

#### (1) 人口の減少

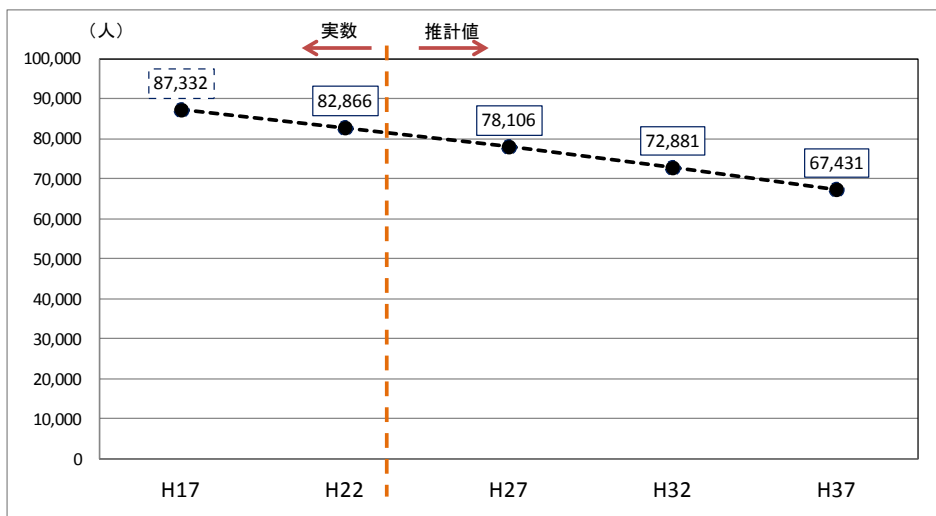
香取市の人口推計は、平成27年には78,106人（平成22年度比、-5.7%）と8万人を割り、その後も減少を続け、平成37年には67,431人（同、-18.6%）と7万人を下回ることが予想される。

また、年齢構成の区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は平成17年から平成37年まで、一貫して減少を続け、老年人口は増加を続けることが見込まれる。これを平成22年から平成37年の人口数の変化率で見ると、年少人口は38.1%減少（約3,600人の減少）、生産年齢人口は32.7%減少（約16,400人の減少）する一方で、老年人口は19.8%増加（約4,600人の増加）することが予想される。

【香取市人口推計】

	H17	H22	H27	H32	H37
0歳～4歳	3,147	2,609	2,283	1,887	1,592
5歳～9歳	3,644	3,209	2,667	2,334	1,931
10歳～14歳	4,128	3,650	3,211	2,674	2,336
15歳～19歳	4,481	3,686	3,258	2,868	2,387
20歳～24歳	4,091	3,385	2,782	2,455	2,159
25歳～29歳	4,573	3,730	3,085	2,535	2,240
30歳～34歳	5,369	4,240	3,469	2,868	2,359
35歳～39歳	4,769	5,222	4,123	3,380	2,798
40歳～44歳	5,228	4,693	5,144	4,064	3,335
45歳～49歳	5,684	5,129	4,602	5,049	3,989
50歳～54歳	6,992	5,635	5,091	4,570	5,014
55歳～59歳	7,721	6,892	5,562	5,031	4,521
60歳～64歳	5,792	7,583	6,783	5,486	4,966
65歳～69歳	5,613	5,605	7,359	6,599	5,348
70歳～74歳	5,383	5,310	5,327	7,030	6,328
75歳～79歳	4,839	4,888	4,853	4,900	6,499
80歳～84歳	3,219	3,983	4,091	4,097	4,181
85歳以上	2,659	3,417	4,416	5,054	5,448
合計	87,332	82,866	78,106	72,881	67,431
～14歳人口比率	12.50%	11.43%	10.45%	9.46%	8.69%
15～64歳人口比率	62.63%	60.57%	56.20%	52.56%	50.08%
65歳～人口比率	24.86%	28.00%	33.35%	37.98%	41.23%

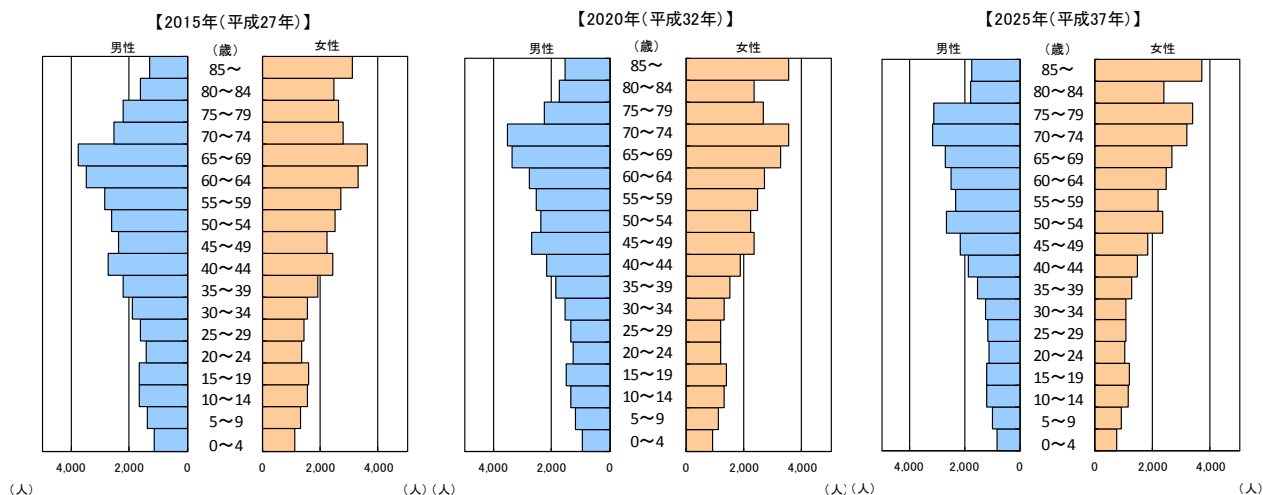
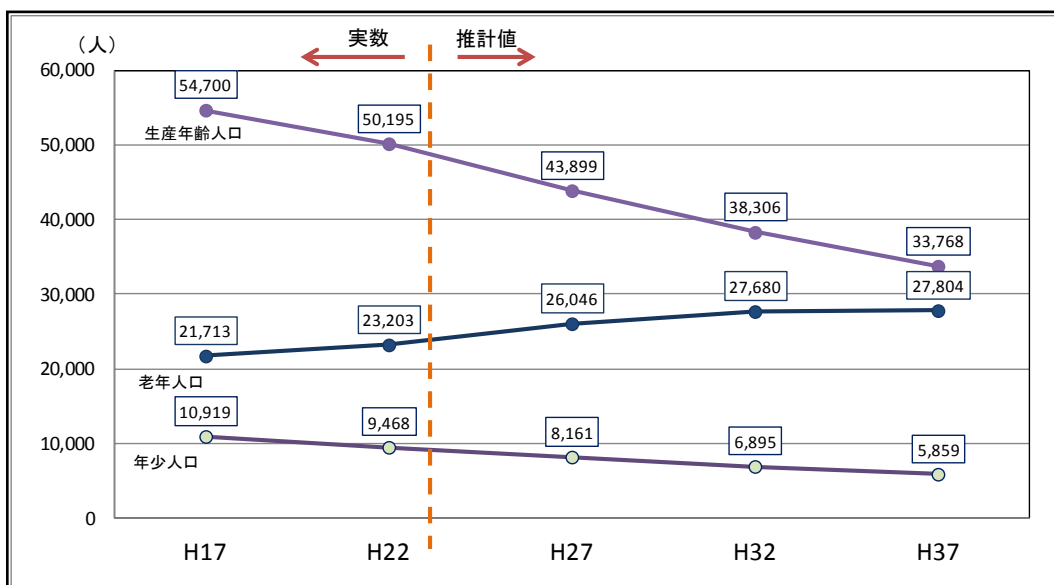
資料：国立社会保障・人口問題研究所



さらに、平成22年から平成37年の人口構成比で見ると、年少人口で11.4%から8.7%、生産年齢人口で60.6%から50.1%に減少しているのに対し、老年人口は28.0%から41.2%に大幅に増加しており、全国的な傾向と同様、急速に少子・高齢化が進んでいる。

【年齢構成3区分の人口推移】

	H17	H22	H27	H32	H37	変化率 (H22→H37)
年少人口 (14歳以下)	10,919	9,468	8,161	6,895	5,859	-38.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	54,700	50,195	43,899	38,306	33,768	-32.7%
老年人口 (65歳以上)	21,713	23,203	26,046	27,680	27,804	19.8%
合計	87,332	82,866	78,106	72,881	67,431	-18.6%



## (2) 少子化の進行

### ① 合計特殊出生率



※H16～17は、合併構成市町の平均値で算出 資料：千葉県人口動態総覧

#### 【合計特殊出生率とは…】

合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものである。

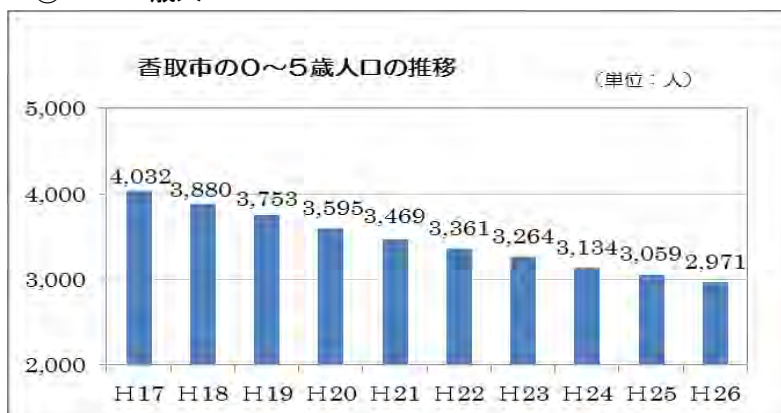
### ② 出生数



※H16～17は、合併構成市町の合計値で算出 資料：千葉県人口動態総覧

平成25年では452人であり、平成16年の630人と比較して、約180人減少しており、年間平均約18人減少で推移している。

### ③ 0～5歳人口



※H17は、合併構成市町の合計値で算出 資料：千葉県年齢別・町字別人口

平成26年では2,971人であり、平成17年の4,032人と比較して、約1,060人減少しており、年間平均約106人減少で推移している。

(7) 0歳人口



平成26年では435人であり、平成17年の611人と比較して、約180人減少しており、年間平均約18人減少で推移している。

(イ) 1歳人口



平成26年では455人であり、平成17年の647人と比較して、約190人減少しており、年間平均約19人減少で推移している。

(ウ) 2歳人口



平成26年では465人であり、平成17年の696人と比較して、約230人減少しており、年間平均約23人減少で推移している。

(イ) 3歳人口



平成26年では513人であり、平成17年の706人と比較して、約190人減少しており、年間平均19人減少で推移している。

(オ) 4歳人口



平成26年では543人であり、平成17年の675人と比較して、約130人減少しており、年間平均約13人減少で推移している。

(カ) 5歳人口



平成26年では560人であり、平成17年の697人と比較して、約140人減少しており、年間平均約14人減少で推移している。

### (3) 核家族化の進行



※H12・H17は、合併構成市町の合計値で算出

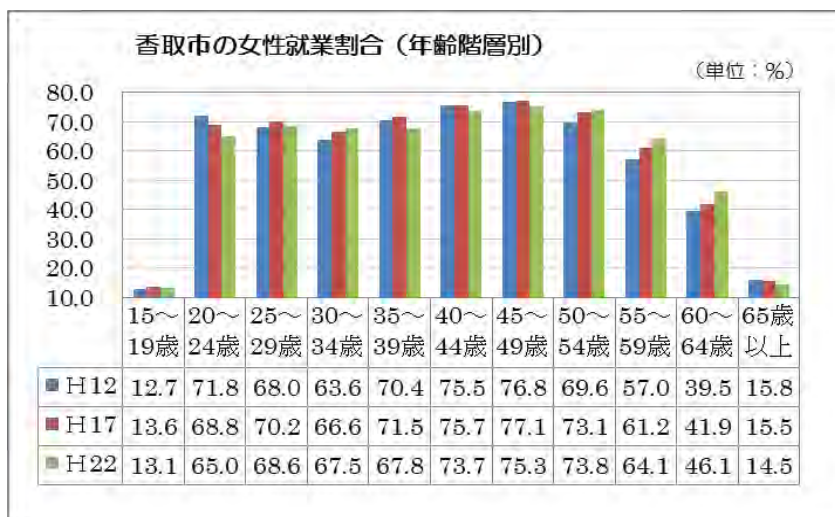
資料：国勢調査

平成22年では14,363世帯であり、平成12年の13,468世帯と比較して、約890世帯増加しており、年間平均約81世帯増加で推移している。

### (4) 女性の社会進出



資料：国勢調査



資料：H22国勢調査

平成22年の女性15歳以上人口総数は、平成12年と比較して約2,500人となる約6%が減少しているが、女性就業割合は約3%の減少にとどまっている。

(5) 就学前児童の育成状況

① 幼稚園への入園状況



算出方法：市内幼稚園入園数（5/1 現在）／千葉県年齢別・町丁字別人口（0～5歳人口）×100

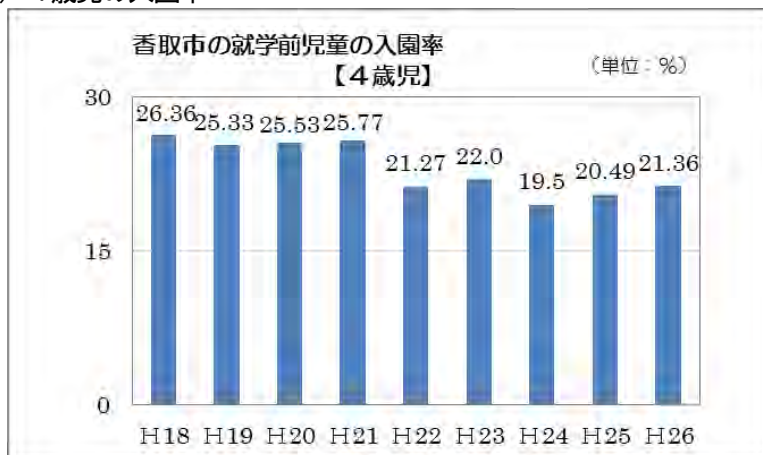
平成 26 年では 16.03%であり、平成 18 年の 19.21%と比較して、3.18%減少している。  
 ※3～5歳人口については 440 人減少しており、幼稚園入園者数は 136 人減少している。

(7) 3歳児の入園率



平成 26 年では 3.90%であり、平成 18 年の 5.42%と比較して、1.52%減少している。  
 ※3歳人口については 170 人減少しており、幼稚園入園者数は 17 人減少している。

(i) 4歳児の入園率



平成 26 年では 21.36%であり、平成 18 年の 26.36%と比較して、5.00%減少している。  
 ※4歳人口については 155 人減少しており、幼稚園入園者数は 68 人減少している。

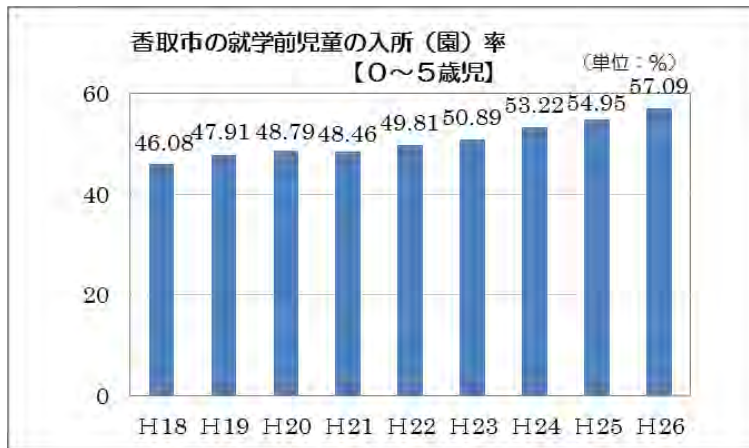


(ウ) 5歳児入園率



平成26年では21.96%であり、平成18年の28.25%と比較して、6.29%減少している。  
 ※5歳人口については115人減少しており、幼稚園入園者数は51人減少している。

② 保育所（園）への入所（園）状況



算出方法：市内保育所（園）入所（園）数（4/1 現在）／千葉県年齢別・町丁目別人口（0～5歳人口）×100

平成26年では57.09%であり、平成18年の46.08%と比較して、11.01%増加している。  
 ※0～5歳人口については909人減少しており、保育所（園）入所（園）者数は92人減少している。

(7) 0歳児の入所（園）率



平成26年では13.33%であり、平成18年の5.11%と比較して、8.22%増加している。  
 ※0歳人口については133人減少しており、保育所（園）入所（園）者数は29人増加している。

(イ) 1歳児の入所（園）率



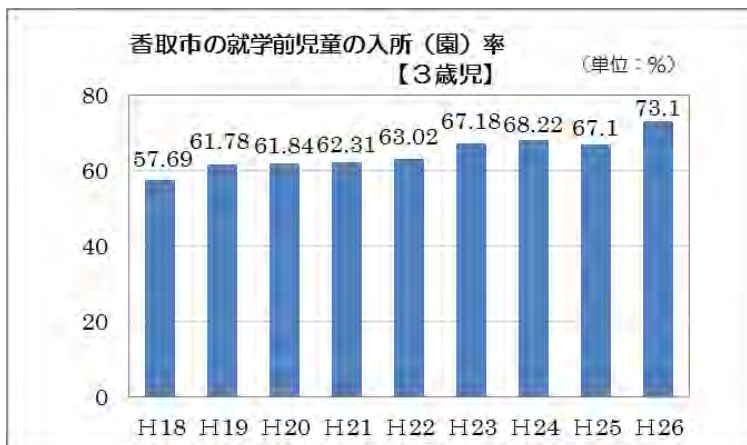
平成26年では42.64%であり、平成18年の24.35%と比較して、18.29%増加している。  
※1歳人口については161人減少しており、保育所（園）入所（園）者数は44人増加している。

(ウ) 2歳児の入所（園）率



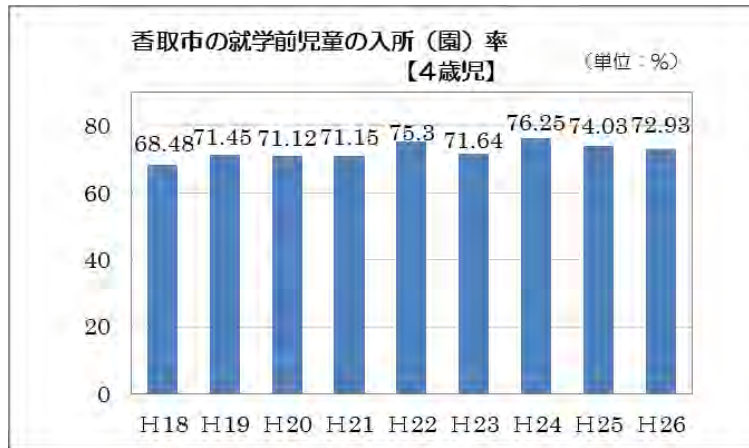
平成26年では52.9%であり、平成18年の37.66%と比較して、15.24%増加している。  
※2歳人口については175人減少しており、保育所（園）入所（園）者数は5人増加している。

(エ) 3歳児の入所（園）率



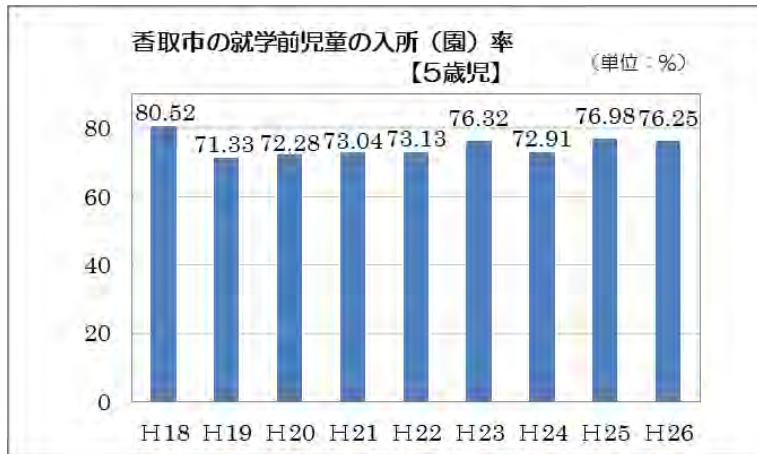
平成26年では73.1%であり、平成18年の57.69%と比較して、15.41%増加している。  
※3歳人口については170人減少しており、保育所（園）入所（園）者数は19人減少している。

(才) 4歳児の入所(園)率



平成26年では72.93%であり、平成18年の68.48%と比較して、4.45%増加している。  
※4歳人口については155人減少しており、保育所(園)入所(園)者数は、82人減少している。

(カ) 5歳児の入所(園)率



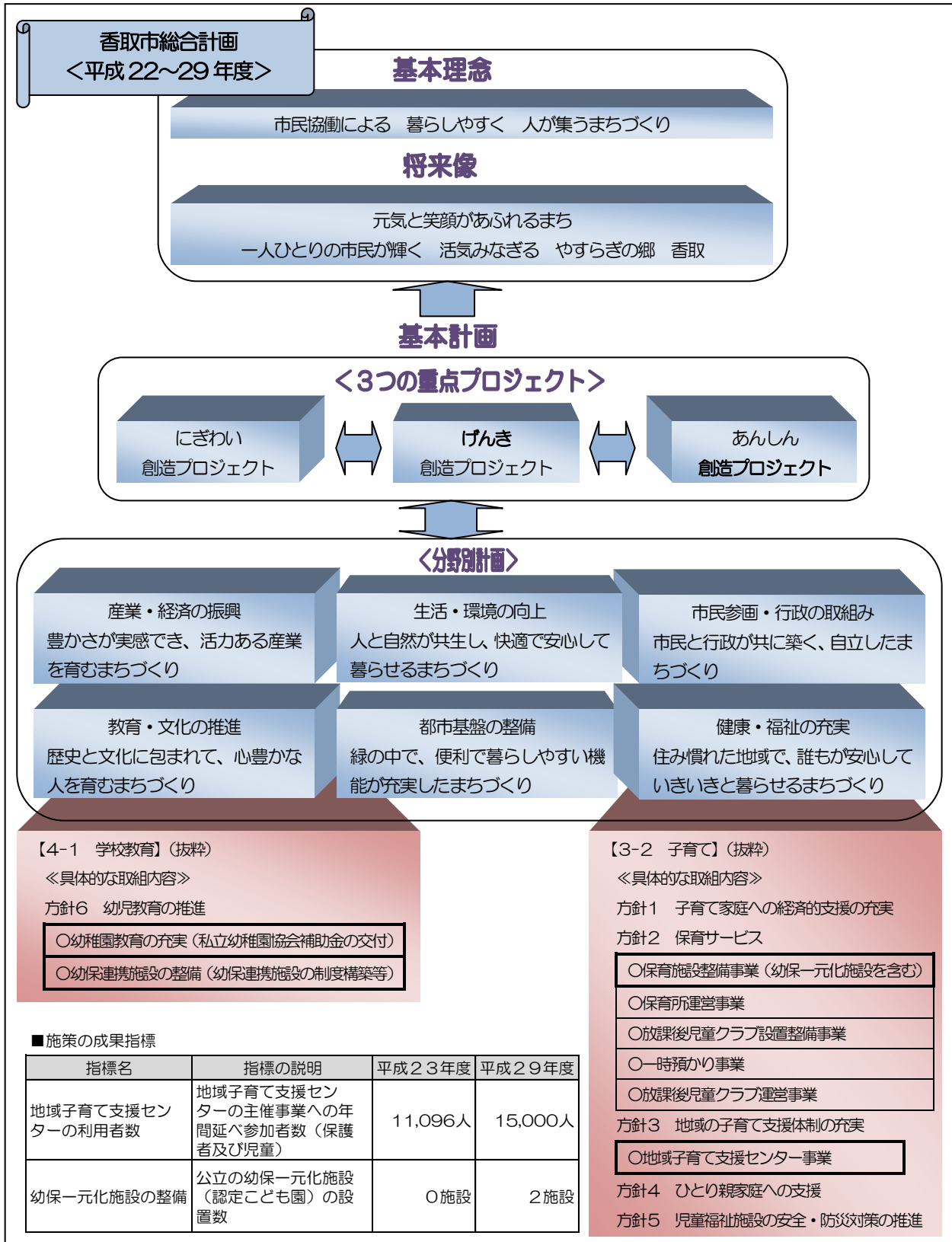
平成26年では76.25%であり、平成18年の80.52%と比較して、4.27%減少している。  
※5歳人口については56人減少しており、保育所(園)入所(園)者数は69人減少している。

#### 4 香取市の各種計画における子育て支援・幼児教育施策の位置づけ

##### (1) 香取市総合計画

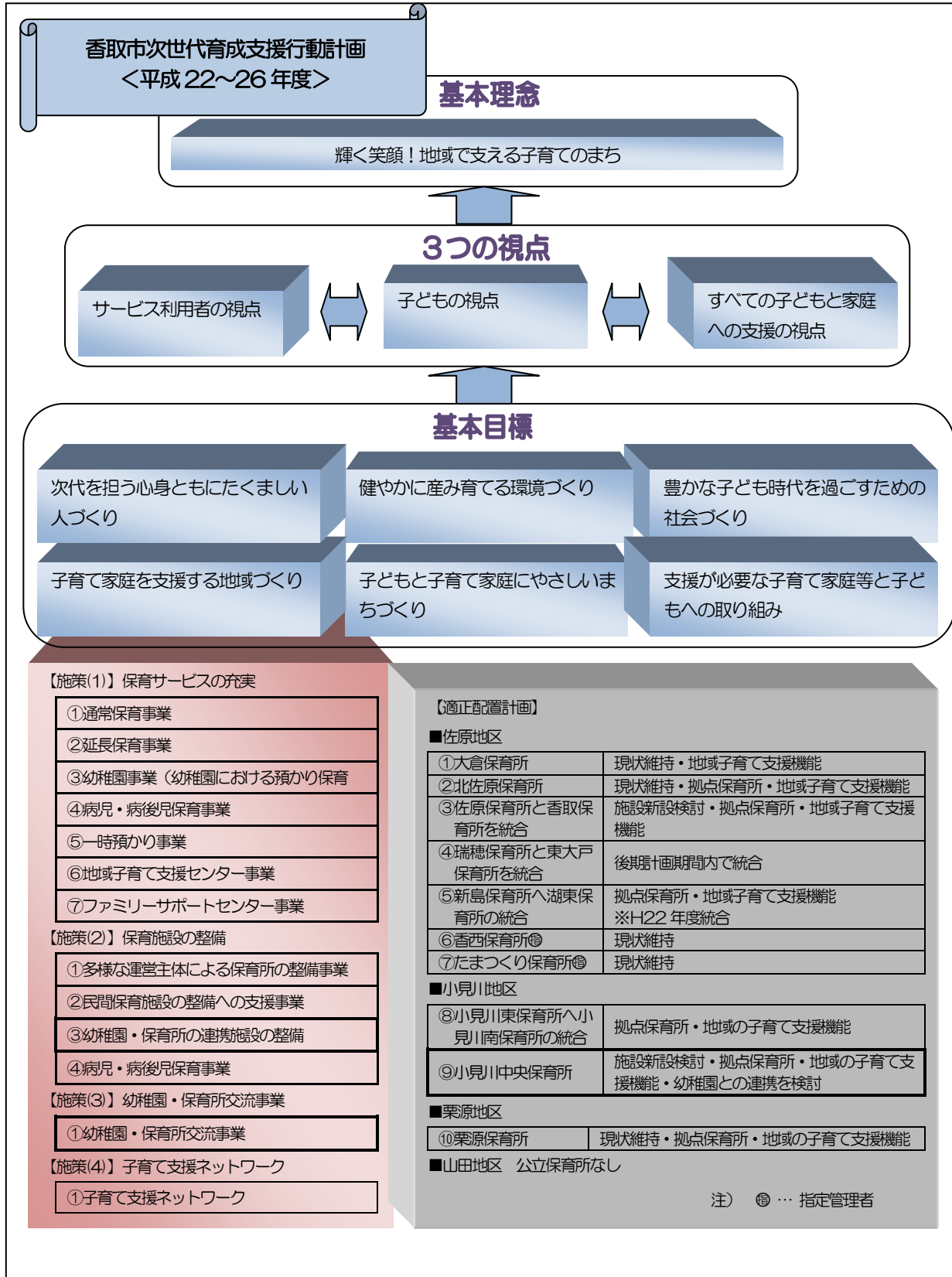
香取市総合計画においては、将来都市像を実現するために必要な施策と事業を体系的に整理し、まちづくりの具体的な指針（基本計画）を示している。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、各種施策を推進するにあたり、今後の取組みを明確にし、効率的・効果的な施策展開を図るため、優先的に取り組む事業群（重点プロジェクト）として位置づけている。



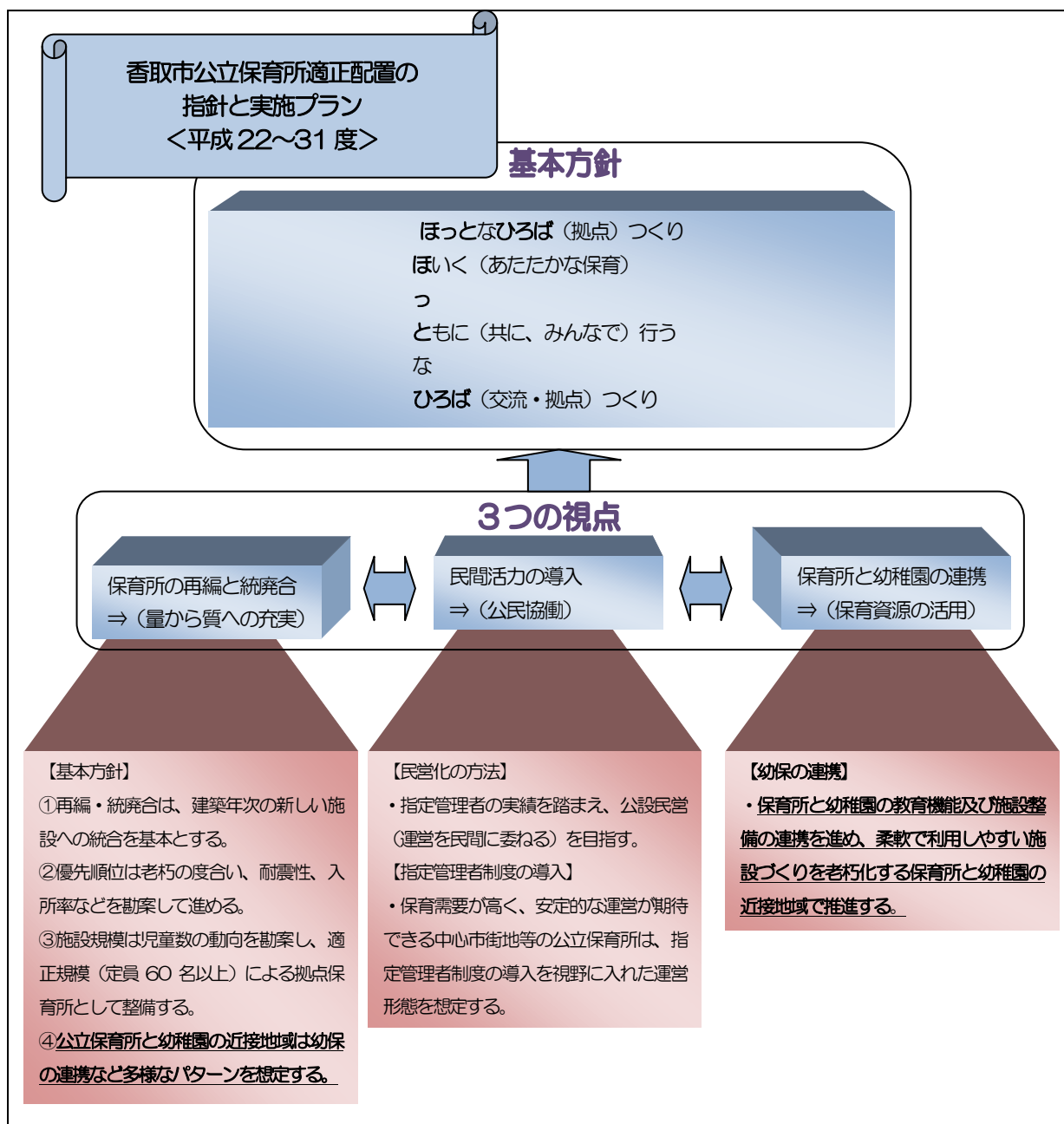
(2) 香取市次世代育成支援行動計画

香取市総合計画、とりわけ重点プロジェクトである「子育てのまち創造プロジェクト」との整合性を図りながら、平成22年～26年度の5年間における次世代育成支援の基本な考え方、市民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、3つの視点と6つの基本目標を掲げ、目標の達成に向けた施策を示している。



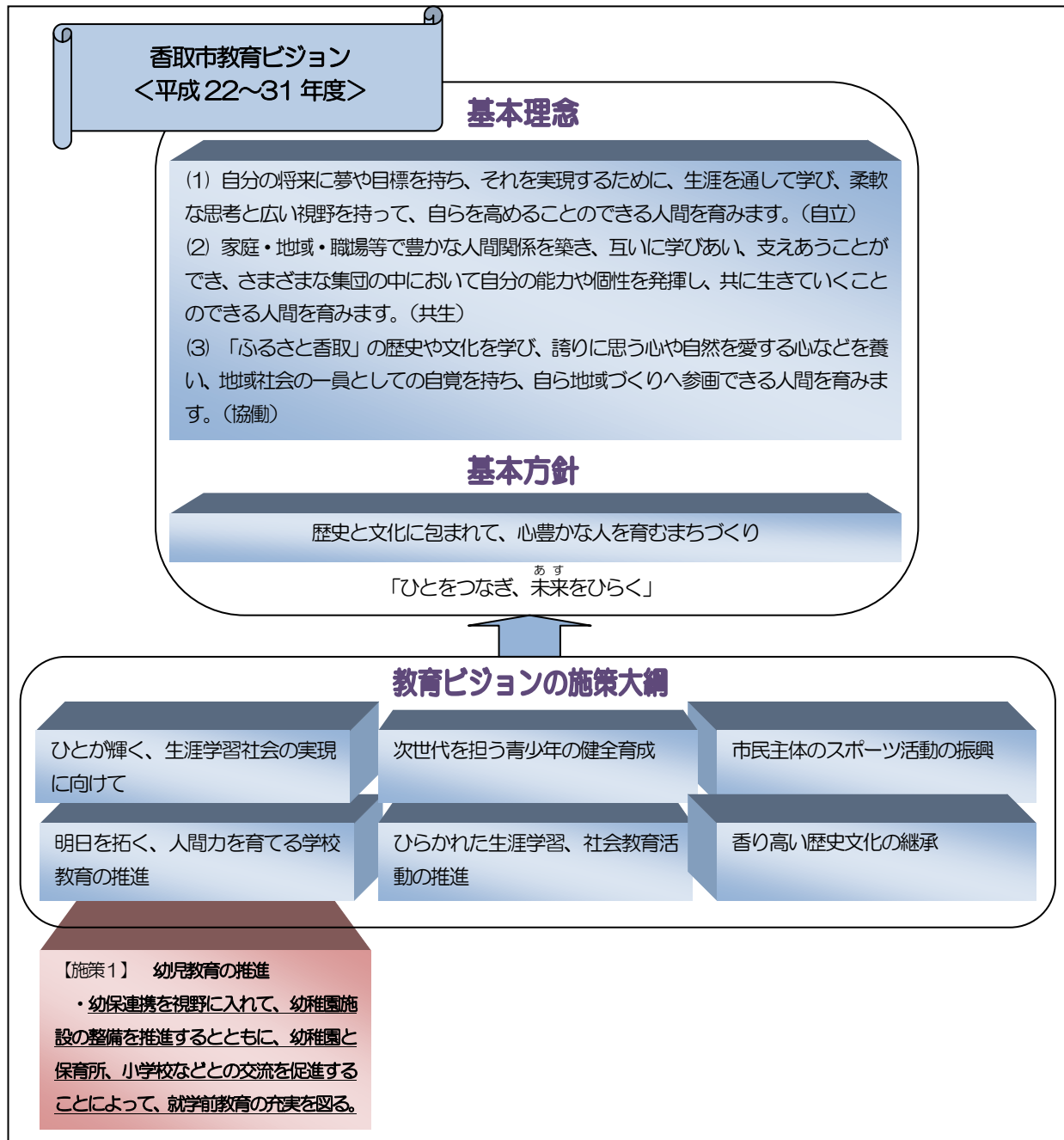
### (3) 香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン

香取市次世代育成支援行動計画との整合性を図りながら、その理念を尊重し、香取市総合計画の子育て支援の施策を推進するため、市民協働と行財政効率化の視点に基づき、実践計画としての性格づけを行う。



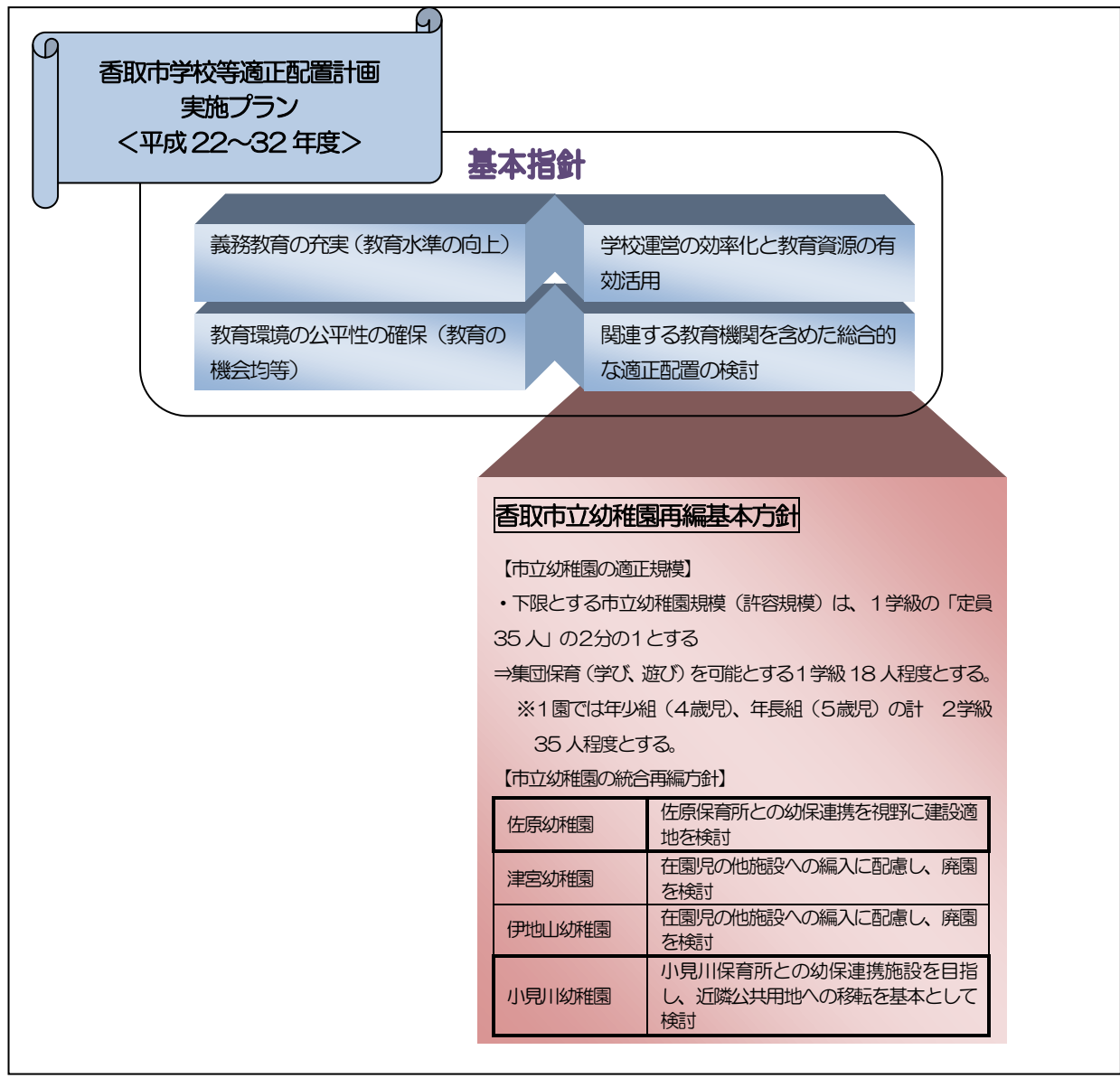
#### (4) 香取市教育ビジョン

香取市総合計画を上位計画として、その教育・文化分野の目標を達成するため、教育の基本的な目標や具体的な施策の方向など、今後の本市教育がめざすべき方向を明らかにし、かつ国や千葉県の諸計画等との整合を図り、教育施策を総合的、体系的に推進し、市民協働により、地域社会全体の教育力の向上と生涯学習社会の実現を目指す。



(5) 香取市幼稚園再編基本方針

幼児の集団活動に必要な適正規模を捉えるとともに、幼保一体化を踏まえ、幼稚園と保育所の連携による新しいしくみを目指し、幼児教育環境の整備を図る。





## 第2章 香取市の保育所及び幼稚園の現状と課題

### 1 施設の現状

#### (1) 幼稚園

保育所（園）名称	開所年	建築年 (整備)	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	構造
公立幼稚園					
1 佐原幼稚園	M34	S36	3,275.00	1,040.00	木造平屋建（一部鉄骨）
2 津宮幼稚園	S43	S61	2,158.00	441.00	鉄骨造平屋建
3 伊地山幼稚園	S51	S51	1,166.00	238.00	木造平屋建
4 小見川幼稚園	T8	S46	2,816.00	974.00	鉄骨一部2階建
私立幼稚園					
1 佐原みどり幼稚園	S30	H24	1,820.00	277.00	木造平屋建
2		H4		366.00	鉄骨造2階建
3 白百合幼稚園	S30	H4	1,489.00	615.63	鉄骨造2階建

資料：香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン

#### (2) 保育所（園）

保育所（園）名称	開所年	建築年 (整備)	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	構造
公立保育所					
1 大倉保育所	S40	H2	2,001.00	572.30	鉄骨造平屋建
2 北佐原保育所	S44	H8	2,574.55	562.10	木造平屋建（一部鉄骨）
3 香取保育所	S45	S45	1,916.39	382.99	木造平屋建
4 佐原保育所	S52	S52	2,043.57	889.45	木造平屋建
5 新島保育所	S48	S62	2,000.00	702.10	鉄骨造平屋建
6 東大戸保育所	S50	S50	1,900.00	522.79	木造平屋建（一部鉄骨）
7 瑞穂保育所	S55	S55	3,293.00	1,006.75	木造平屋建
8 栗源保育所	S53	S53	2,962.00	755.51	鉄筋コンクリート造平屋建
9 小見川中央保育所	S48	S48	3,200.00	833.07	鉄筋コンクリート造2階建
10 小見川東保育所	S30	H6	2,975.00	676.30	鉄骨造平屋建
11 小見川南保育所	S33	S60	3,109.00	449.00	鉄骨造平屋建
指定管理者施設					
1 香西保育所	S54	S54	2,427.00	486.61	木造平屋建（一部鉄筋）
2 たまつくり保育所	S46	H14	3,474.50	950.16	木造平屋建
私立保育園					
1 まんまる保育園	S30	S30	1,320.00	661.77	鉄骨造2階建
2 佐原めぐみ保育園	S27	H12	1,532.90	671.25	鉄骨造2階建
		S38		172.09	木造2階建
3 明照保育園	S53	S54	4,272.28	503.15	鉄骨造2階建
		H13		462.06	木造平屋建
		H16		99.36	木造平屋建
4 清水保育園	S28	S46	2,995.70	273.48	鉄骨造平屋建
		S53		409.44	鉄骨造平屋建
		S53		205.78	鉄骨造2階建
		H2		225.57	鉄骨造平屋建
		H13		132.48	木造2階建
5 八都保育園	S55	H元	7,158.00	795.52	鉄筋コンクリート造2階建
6 府馬保育所	S29	H12	1,733.70	652.55	木造平屋建
7 山倉保育園	S23	S53	787.00	541.59	鉄骨造2階建
8 山倉第二保育園	S27	S63	1,599.87	472.01	木造平屋建

資料：香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン

## 2 入所児童数及び職員数

### (1) 幼稚園

保育所（園）名称	定員 （人）	在籍 児童数 H26.5.1 現在 （人）	内訳			職員数 H26.5.1 現在 （人）
			3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	
公立幼稚園						
1 佐原幼稚園	210	85		44	41	10
2 津宮幼稚園	70	13		8	5	3
3 小見川幼稚園	210	63		29	34	7
私立幼稚園						
1 佐原みどり幼稚園	170	43	8	19	16	7
2 白百合幼稚園	100	55	12	16	27	6

### (2) 保育所（園）

保育所（園）名称	定員 （人）	在籍 児童数 H26.4.1 現在 （人）	内訳							職員数 H26.4.1 現在 （人）
			0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児		
公立保育所										
1 大倉保育所	40	30	1	1	2	6	11	9	13	
2 北佐原保育所	70	48	1	4	5	8	11	19	15	
3 香取保育所	60	38		1	0	10	11	16	12	
4 佐原保育所	95	117	6	19	17	29	16	30	37	
5 新島保育所	60	73	0	12	10	15	19	17	14	
6 東大戸保育所	75	64		4	10	17	15	18	13	
7 瑞穂保育所	95	60	0	7	10	16	11	16	15	
8 栗源保育所	140	104	6	9	17	21	30	21	25	
9 小見川中央保育所	90	77		6	15	18	19	19	17	
10 小見川東保育所	80	81	3	9	13	16	19	21	22	
11 小見川南保育所	45	29		1	2	8	7	11	10	
指定管理者施設										
1 たまつくり保育所	120	129	11	21	19	26	23	29	31	
2 香西保育所	45	41	2	7	6	12	11	3	10	
私立保育園										
1 佐原めぐみ保育園	90	100	3	14	11	22	22	28	21	
2 まんまる保育園	120	98	5	11	17	14	32	19	23	
3 明照保育園	150	133	5	13	14	35	29	37	27	
4 清水保育園	200	210	8	20	32	50	44	56	34	
5 山倉保育園	60	56	3	8	9	8	13	15	10	
6 八都保育園	90	84	3	7	20	16	20	18	13	
7 府馬保育所	70	53	0	6	10	14	13	10	13	
8 山倉第二保育園	45	42	1	5	4	8	12	12	9	

※在籍児童数は管外受託分を除く。

### 3 市内幼稚園及び保育所（園） 幼児数の推移

#### (1) 幼稚園

幼稚園名称	児童数（5月1日現在）								
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公立幼稚園									
佐原幼稚園	138	142	143	142	108	91	77	72	85
津宮幼稚園	24	27	23	14	14	22	13	7	13
伊地山幼稚園	7	14	16	10	12	10			
小見川幼稚園	103	94	86	84	66	62	66	65	63
私立幼稚園									
佐原みどり幼稚園	57	48	48	38	31	38	36	31	43
白百合幼稚園	66	61	75	79	84	68	75	72	55
計	395	386	391	367	315	291	267	247	259

※伊地山幼稚園については、H24～26年度は休園、H26.3.31に廃園

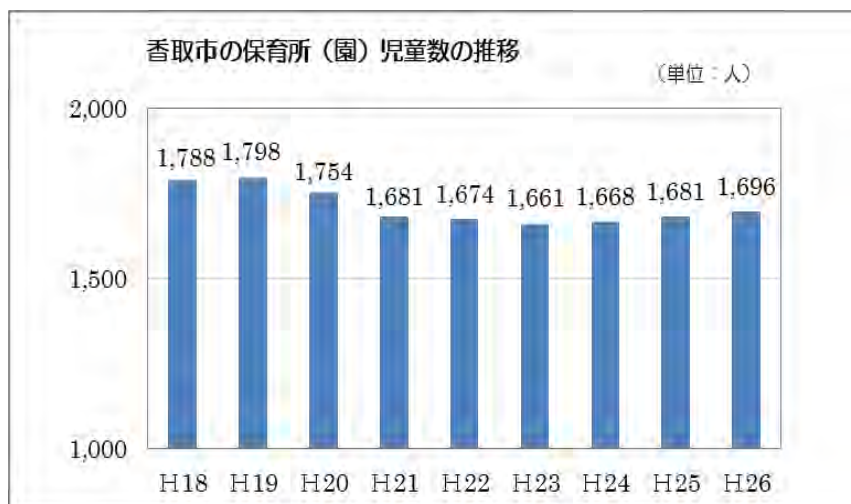


平成26年では259人であり、平成18年の395人と比較して136人減少しており、年間平均約15人減少で推移している。

(2) 保育所（園）

保育所（園）名称	児童数（4月1日現在）								
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公立保育所									
大倉保育所	32	36	38	37	43	34	33	32	30
北佐原保育所	79	79	69	54	49	48	49	50	48
香取保育所	59	56	44	38	39	39	39	37	38
佐原保育所	98	106	104	106	107	108	112	111	117
新島保育所	68	66	63	56	63	68	59	70	73
東大戸保育所	46	51	59	55	49	54	56	61	64
瑞穂保育所	82	80	78	72	64	61	70	75	60
栗源保育所	32	93	100	100	95	90	89	97	104
小見川中央保育所	124	62	65	61	63	58	58	59	77
小見川東保育所	110	66	63	76	75	75	80	80	81
小見川南保育所	61	20	28	32	33	33	38	34	29
指定管理者施設									
香西保育所	54	49	49	45	40	49	52	48	41
たまづくり保育所	29	127	122	123	129	123	132	125	129
公立管外委託	12	15	12	10	10	10	9	8	8
私立保育所									
まんまる保育所	106	112	114	106	103	95	95	89	98
佐原めぐみ保育園	102	100	100	93	90	95	97	97	100
明照保育園	151	161	165	155	143	146	140	134	133
清水保育園	227	214	215	208	206	206	214	215	210
八都保育園	99	102	95	97	96	90	96	90	84
府馬保育園	90	85	67	53	61	63	53	57	53
山倉保育園	66	53	50	49	57	63	53	57	56
山倉第二保育園	47	47	42	45	42	35	33	39	42
私立管外委託	14	18	12	10	17	18	11	16	21
合計	1,788	1,798	1,754	1,681	1,674	1,661	1,668	1,681	1,696

※管外委託分を除く。



平成26年では1,696人であり、平成18年の1,788人と比較して92人減少しており、年間平均約9人減少で推移している。

#### 4 市内幼稚園及び保育所（園）の運営状況

##### (1) 幼稚園

幼稚園名称	定員 (人)	入園 年齢	通常保育	預かり保育
			保育時間	
			月～金曜日	
公立	佐原幼稚園	4歳	8:10～14:00	14:00～16:00
		5歳	8:10～14:30	14:30～16:00
	津宮幼稚園	4～5歳	8:10～14:00	14:00～15:00
	小見川幼稚園	4歳	8:10～14:00	14:00～15:00
5歳		8:10～14:15	14:15～15:00	
私立	佐原みどり幼稚園	3～5歳	8:30～14:00	14:00～17:30
	白百合幼稚園	3～5歳	8:30～14:00	14:00～17:30

※佐原みどり幼稚園の降園時間については、水曜日のみ11:30

※白百合幼稚園の降園時間については、隔週水曜日は11:30

##### (2) 保育所

保育所（園）名称	定員 (人)	入所（園） 年（月）年齢	保育内容					保育時間		
			乳児 保育	延長 保育	一 時 預 かり	障 害 児 保 育	地 域 子 育 て 支 援	月～金曜日	土曜日	
										産 休 明 け
公立	大倉保育所	40	6ヶ月～	●			●		8:00～18:00	～
	北佐原保育所	70	産休明け～	●			●	●	7:30～18:30	～
	香取保育所	60	1歳～				●	●	8:00～18:00	～
	佐原保育所	95	産休明け～	●		●	●	●	7:00～19:00	8:00～17:00
	新島保育所	60	産休明け～	●			●	●	8:00～18:00	～
	東大戸保育所	75	1歳～				●	●	8:00～18:00	～
	瑞穂保育所	95	産休明け～	●		●	●	●	7:00～19:00	～
	栗源保育所	140	6ヶ月～		●	●	●	●	7:30～18:30	8:00～17:00
	小見川中央保育所	90	1歳～			○	●	●	7:00～18:30	～
	小見川東保育所	80	産休明け～	●		○	●	●	7:00～18:30	8:00～17:00
	小見川南保育所	45	1歳～			○		●	7:00～18:30	～
指定	たまつくり保育所	120	産休明け～	●		●		●	7:00～19:00	8:00～17:00
	香西保育所	45	6ヶ月～		●			●	7:00～19:00	8:00～12:30
私立	佐原めぐみ保育園	90	産休明け～	●				●	7:30～18:30	7:30～11:00
	まんまる保育園	120	産休明け～	●				●	7:30～19:00	8:00～12:30
	山倉保育園	60	産休明け～	●				●	7:30～18:00	8:00～12:00
	八都保育園	90	産休明け～	●				●	7:30～18:00	7:30～12:00
	府馬保育園	70	産休明け～	●		○		●	7:15～18:45	7:30～17:00
	山倉第二保育園	45	産休明け～	●		○		●	7:00～18:30	8:00～12:00
	明照保育園	150	産休明け～	●		○		●	7:00～18:30	8:00～17:00
清水保育園	200	産休明け～	●		○		●	7:00～18:30	7:00～17:00	

※ 延長保育は●印が12時間開所、○印が11時間半開所

## 5 幼児教育・保育に係る課題等の整理

### (1) 幼児期における現状と課題

- ・少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化などの経済社会の急激な変化を受けて、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化、過度に経済性や効率性を重視する傾向が見られ、基本的な生活習慣の欠如、運動能力及びコミュニケーション能力の低下、自制心や規範意識の不足等、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境への課題が多くなっている。
- ・小学校に入学したばかりの小学1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態、いわゆる「小1プロブレム」など幼児教育と小学校教育の不連続の問題が指摘されている。

### (2) 施設の現状と課題

- ・公立幼稚園3園のうち2園、公立保育所（指定管理含む）13園のうち6園については、昭和36年から昭和55年までに建築され、築30～50年が経過していることから老朽化が進んでおり、安全・安心な保育環境の充実を図るため早急な対応が望まれる。

特に、昭和36年建築の佐原幼稚園の園舎や昭和46年建築の小見川幼稚園及び香取保育所の園舎については、老朽化や耐震対策など深刻な状況であり、昭和48年建築の小見川中央保育所の園舎についても、耐震診断により、現在2階の使用を停止しており、早急な移転、又は建替え等の改善が必要となっている。

### (3) 幼稚園・保育所での就学前教育に向けての類似について

子どもたちが家庭内や地域において人と関わる経験が少なくなったり、生活リズムがつかれないなど、子どもの生活環境及び保護者における子育ての孤立化や子どもに関する理解の不足等による養育力の低下が指摘されるなど子育ての環境が変化している。

一方では、保育所における質の高い養護や教育機能の充実や地域の子どもや保護者に対し、子育て支援を担う役割を發揮できるよう、平成20年に「保育所保育指針」が改定され、保育所の役割、保育の内容、養護と教育の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上に関して明確化され、特に「教育に関わるねらい及び内容」は、幼稚園教育要領における「ねらいや内容」とほぼ同一のものとなっている。

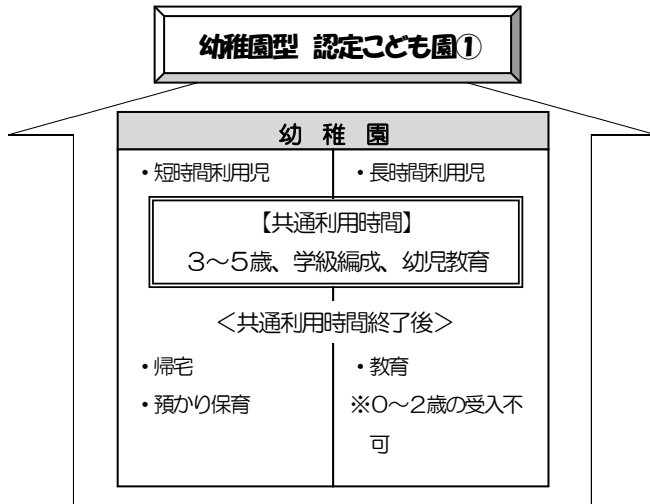
<参考>幼稚園と保育所との関係について（S38.10.28 文教初第400号・児発第1046号）抜粋

- …保育所は、「保育に欠ける児童」の保育（この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。）を行うことを、その目的とするもので…
- 保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。

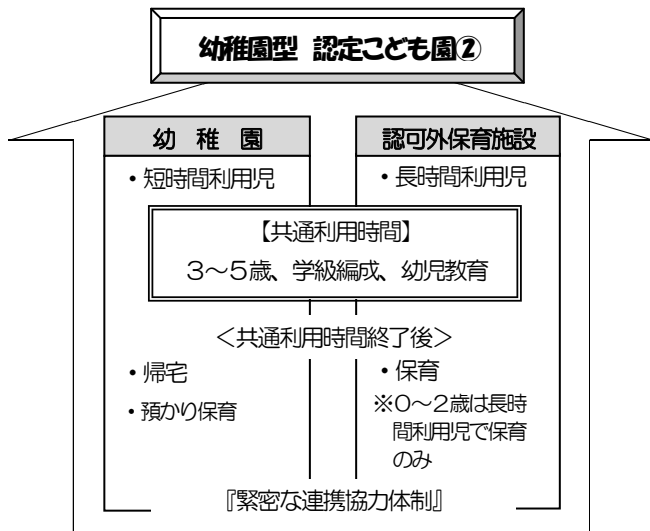
### 第3章 幼保一元化施策の推進

#### 1 認定こども園の種類

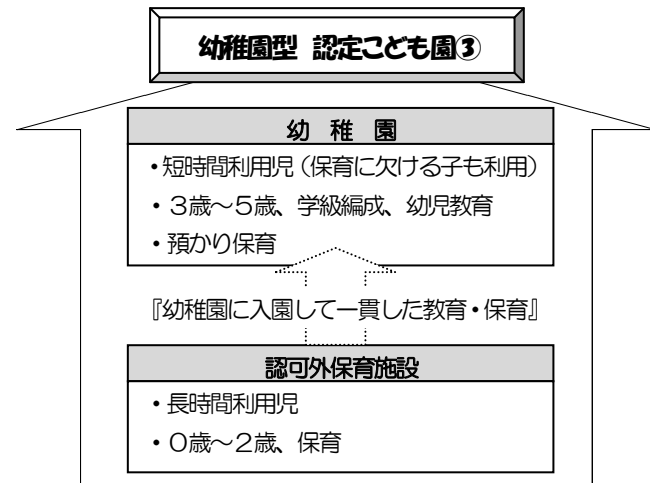
認定こども園制度には、地域の実情に応じて大きく4つの施設類型がある。このうち、認可幼稚園に保育機能を付加した「幼稚園型」、認可保育所に幼稚園機能を付加した「保育所型」、幼稚園、保育所いずれの認可も有しない施設がこども園の機能を果たす「地方裁量型」が幼保連携型認定こども園以外の施設として認められ、また、学校及び児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一施設として「幼保連携型」が新たに創設された。



- (1) 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行う。
- (2) 教育時間終了後、保育に欠ける子どもに保育を行う。
- 【受入枠設定・認可定員】**
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・幼稚園認可定員の範囲内で園が定める数(満3歳児～)
- 保育を必要とする子ども枠
- ・幼稚園認可定員の範囲内で園が定める数(満3歳児～)
- 【備考】**
- ・0～満2歳児の受入枠不可

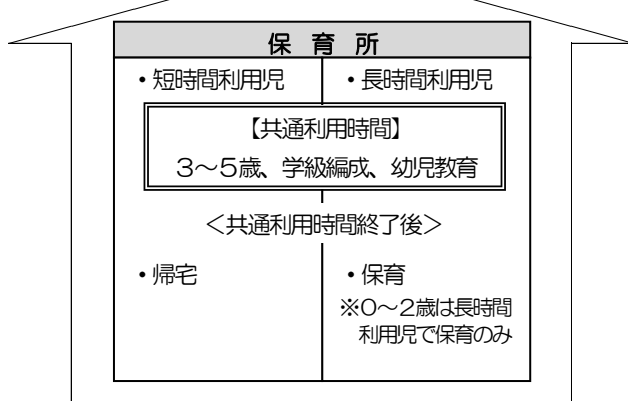


- (1) 認可外保育施設において、満3歳以上児に学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。
- (2) 幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている。
- 【受入枠設定・認可定員】**
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・幼稚園認可定員の範囲内で園が定める数(満3歳児～)
  - ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数(～幼稚園入園前)
- 保育を必要とする子ども枠
- ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数(～就学前)
- 【備考】**
- ・保育を必要とする子ども以外の子ども0～満2歳児の受入枠設定不可



- 認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う。
- 【受入枠設定・認可定員】**
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・幼稚園認可定員の範囲内で園が定める数(満3歳児～)
  - ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数(～幼稚園入園前)
- 保育を必要とする子ども枠
- ・幼稚園認可定員の範囲内で園が定める数(満3歳児～)
  - ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数(～幼稚園入園前)
- 【備考】**
- ・保育を必要とする子ども以外の子ども0～満2歳児の受入枠設定不可

### 保育所型 認定こども園



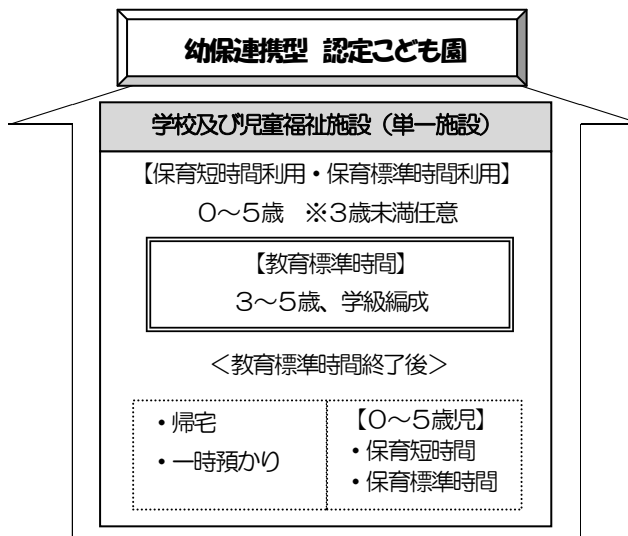
- (1) 保育所の保育に欠ける子どものほか保育に欠けない満3歳以上児を受け入れる。
- (2) 満3歳以上児に学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。
- 【受入枠設定・認可定員】
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・保育所認可定員外で知事が認めた数（満3歳児～）
- 保育を必要とする子ども枠
- ・保育所認可定員（～就学前）
- 【備考】
- ・保育を必要とする子ども以外の子ども0～満2歳児の受入枠設定不可

### 地方裁量型 認定こども園



- (1) 認可外保育施設の保育に欠ける子どものほか保育に欠けない子どもの保育を行う。
- (2) 満3歳以上児に学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。
- 【受入枠設定・認可定員】
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数（～就学前）
- 保育を必要とする子ども枠
- ・認可外届出定員の範囲内で園が定める数（～就学前）
- 【備考】
- ・保育を必要とする子ども以外の子ども0～満2歳児の受入枠設定不可

### 幼保連携型 認定こども園



- 満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。
- 【受入枠設定・認可定員】
- 保育を必要とする子ども以外の子ども枠
- ・定員設定は必須ではない（満3歳児～）
- 保育を必要とする子ども枠
- ・保護者の就労時間等に応じて園が定める数（満3歳児～）
- 【備考】
- ・0～満2歳児の受入れは任意
  - ※新認定こども園法（H24.8.22 公布）に基づく新制度



## 2 幼保一元化施設の整備

### (1) 基本方針

#### ① 多様なニーズに応じた就学前教育・保育の充実

##### 《課題》

- ・共働き世帯の増加などにより保護者のライフスタイルが多様化し、そのライフスタイルに合ったきめ細かな保育サービスの提供や就学前児童の入所施設のあり方を再検討

##### 《実行》

現在の幼稚園、保育所に加え、新たに幼保一体化を推進し、就学前の3年間（満3～5歳児）について、保護者の就労状況に関わらず、すべての満3～5歳児に幼児教育を提供できる環境を整え、就学前の子どもに幼児教育・保育を総合的に提供できる施設の整備を図る。

#### ② 適正規模の確保

##### 《課題》

- ・少子化が進行し、児童数が減少
- ・保護者の就労の有無などにより、同じ地域に住む同じ年齢の子どもの育成環境の相違
- ・子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の不足

##### 《実行》

適正な集団規模による多様な体験を通して、自立心、協調性及び協働性の態度を育む環境づくりと、子どもの育ちの場の確保を図る。

#### ③ 幼保施設の充実

##### 《課題》

- ・公立幼稚園、公立保育所ともに老朽化が進んでおり、耐震対策を含めた安全・安心な保育環境の充実を図るための早急な対応が望まれる

##### 《実行》

特に深刻な状況にある「小見川幼稚園と小見川中央保育所」、「佐原幼稚園と佐原保育所・香取保育所」について総合的な調整を行い、安全で健康に過ごせる豊かな施設環境の確保に加え、幼保の拠点となる新しい連携施設の整備を図る。

#### ④ 子育て支援機能の充実

##### 《課題》

- ・子どもが自由に遊べる身近な自然や広場の減少、親と子の孤立化、保護者の就労形態の多様化、子育てを伝承する機会の減少、子育て不安の増大などにより子育て支援の必要性が拡大

##### 《実行》

安全な遊び場があり、教育・保育・子育ての専門施設である幼稚園・保育所機能の特性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を積極的に支援し、地域の需要に応えた子育て支援事業の実施を図る。

## (2) 教育及び保育の目標

① 安全・安心で快適な生活環境と基本的生活習慣の確立
<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適及び健康、安全で情緒の安定した生活が過ごせる環境づくり</li> <li>・保育者（教諭、保育士等）との信頼関係を基盤とした、自発力や探索意欲等の育成</li> <li>・健康な生活リズムの獲得と食育を通じた望ましい食習慣の形成</li> </ul>
② 「自立心」と「人とかかわる力」の育成の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な感情体験（嬉しい、悔しい、悲しい、楽しい等）ができる環境づくり</li> <li>・集団活動の機会の確保と自己発揮、協調性及び協同性の態度の育成</li> <li>・集団生活における道徳性、規範意識の育成</li> </ul>
③ 豊かな感性や表現力の育成の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や動植物、絵本や物語等に親しむ機会の確保</li> <li>・言葉や文字で伝える喜びや楽しむ態度の育成</li> </ul>
④ 家庭・地域との連携、子育て支援等の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等できる場の提供</li> <li>・地域の支え合いによる、地域子育て力の向上</li> <li>・保護者と子ども、保育者（保育教諭）の育成</li> </ul>

## (3) 目標を達成するために行う重点項目

### ① 発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実

乳幼児期の発達段階にふさわしい環境（人、自然、出来事等）や遊び（協同的な学び、ことば育て、人とかかわり等）を中心とした総合的な指導の中で、主体性、協同性、創造力といった子どもたちに必要とする能力を培い、生涯にわたる人間形成の基礎を育成する。

事業名	事業の内容
教育・保育の充実	*教育課程及び保育課程、長期・短期の指導計画の作成及び改善・充実 *小学校教育との連携・接続の強化・改善
特別支援保育の充実	*個別の教育支援計画及び指導計画の作成
食育の推進	*食に関わる体験の充実と食育計画に基づく実践 *保護者への啓発及び地域との連携の強化

### ② 一人ひとりの発達の特性に応じた保育環境づくりと幼保施設の充実

保護者の多様な就労形態やニーズ等に対応し、かつ子ども一人ひとりの個性を踏まえながら、安全で安心感のある環境の中で、集団生活を通して、人とかかわる力と自立心、協調性の芽生え等が育成されるよう一人ひとりを大切にしたい保育の充実を目指す。

事業名	事業の内容
保育ニーズへの対応	*乳児保育の充実 *乳幼児の遊びと環境づくり（発達に応じた空間・道具の整備） *地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等）の実施
災害時等への対応	*消防、衛生管理計画・マニュアル等の作成及び改善
施設老朽化への対応	*幼保一元化施設の整備 *空き施設の有効利用の検討
施設運営・管理体制の構築	*幼稚園教諭免許及び保育士資格の取得 *園務分掌（組織）の検討・設定

### ③ 保育者の専門性及び資質の向上

一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもの発達について理解し、保育者一人ひとりが、幼児教育・保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育者の共通理解を図り、協働性を高め幼児教育・保育水準の維持・向上を目指す。

事業名	事業の内容
専門的・実践的な研修の充実	*園内研究・研修の充実 *園外研修などへの参加 *幼保合同研修会等の実施 *危機管理意識の高揚を図る研修や訓練などの充実
施設評価の実施	*保育内容などの自己評価及び関係者評価の実施並びに公表
体験的な研修の充実	*地域の自然、人材、公共施設等を積極的に活用した体験活動への参加
特別な配慮を要する子どもや家庭へのきめ細かな支援	*関係機関との十分な連携（情報の共有、事例研究等）による支援体制の構築

### ④ 子育て支援機能の充実

一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、「共に育て合う」という共通認識の下で、家庭や地域社会と連続性を保ちつつ幼児の生活が展開されるよう、保護者との情報交換の機会や保護者と幼児との活動の機会等を通じて、家庭教育力の向上と保護者への支援体制の構築を目指す。

事業名	事業の内容
幼保施設や機能などの特性を生かした子育て支援	*子どもの発達や子育てのニーズに応じた支援の提供 *園施設の開放（園庭開放、支援室開放等）
家庭と園が共に歩む協働的信頼関係の構築	*子育てや子育てに関する講演会や座談会などの開催 *親がわが子以外の子どもを知る場・他の親とのつながりを構築する場の提供
子育てに喜びが感じられる支援の充実	*子育てに関する情報の提供 *保育参加（保育体験）や親子活動の機会の提供 *同年齢や異年齢の子どもたちが触れ合える場の提供

### (4) 計画期間

本計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの間とする。  
※本計画及び事業予定スケジュールは、計画期間中において、計画の適正な執行を期するため、進捗管理等を行うとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて更新するものとする。

名称	整備期間	開園予定年度	備考
(仮称) 小見川認定こども園	平成 26 年度～28 年度	平成 29 年 4 月	第 1 期事業
(仮称) 佐原認定こども園	平成 27 年度～30 年度	平成 31 年 4 月	第 2 期事業

※第 1 期計画においては、(仮称) 小見川認定こども園を整備し、第 2 期事業においては、(仮称) 小見川認定こども園の整備計画（手順・方法等）を参酌しながら、(仮称) 佐原認定こども園を整備する。

### 3 整備方針

幼保一元化施設の整備にあたっては、以下に示す「運営・管理」、「建設」の視点を基本として、法令基準（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に係る県条例）を満たした最低限必要な機能や施設の面積基準等を整理することが必要である。

#### 運営・管理の視点

#### (1) 幼保一元化施設の類型

本市が目指す幼保一元化施設は、単に幼稚園と保育所が同施設内で連携し運営するというものではなく、就学前のすべての子どもが尊重され、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れ、健やかな成長が図られるような環境づくりを目指すものである。

したがって、28～29ページの幼保施設の類型のうち、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ、単一の施設であり、学校教育・保育を一体的に行い、地域の家庭に対し子育て支援を行う『幼保連携型認定こども園』の運営・整備を図る。

【幼保連携型認定こども園の位置づけ】

- ・学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
- ・学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づけられる。
- ・幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校（教育基本法第6条）であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設である。

【幼保連携型認定こども園の提供サービス】

- ・満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供する。  
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供する。
- ・保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間に応じて保育を提供する。
- ・地域子ども・子育て支援事業として延長保育事業・一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業等を提供する。

#### (2) 利用区分・認定区分

利用区分については、満3歳以上児については、「教育標準時間（利用）」及び「保育標準時間（利用）」、「保育短時間（利用）」の保育の必要性に関する区分を、満3歳未満児については、「保育標準時間（利用）」及び「保育短時間（利用）」の保育の必要性に関する区分を設ける予定であり、詳細については、今後、国（子ども・子育て会議）にて検討される。

また、保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けて、客観的基準に基づく保育の必要性の認定を行い、認定証を交付する。

対象児	利用区分	認定区分	
満3歳以上児	①教育標準時間	1号	◇保育の必要性の認定にあたっては、客観的な基準に基づき、市町村が認定する。 <客観的な基準> (1)事由…保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由 (2)区分…保育標準・保育短時間認定の区分（保育必要量） (3)優先利用…ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケース等
	②保育認定…保育標準時間	2号	
	③保育認定…保育短時間		
満3歳未満児	①保育認定…保育標準時間	3号	
	②保育認定…保育短時間		

認定区分（19条1項）	内容	保育の必要性
1号に該当する場合	満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども	無
2号に該当する場合	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	有
3号に該当する場合	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	有

### (3) 利用定員

定員については、0～5歳児に係る人口推計及び保育所・幼稚園への入所・園率等を勘案し、以下のとおり整理する。

#### □ (仮称) 小見川認定こども園 定員数 (想定)

年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数	8人	18人	24人	60人	60人	60人	230人
うち 保育認定子ども	8人	18人	24人	40人	30人	30人	150人
うち 教育標準時間認定の子ども	/			20人	30人	30人	80人

施設類型	区分		利用定員
幼保連携型 認定こども園	保育認定子ども	満3歳未満	50人
		満3歳以上	100人
	教育標準時間認定の子ども	満3歳未満	0人
		満3歳以上	80人
合計			230人

○年齢については、年度の初日の前日（3月31日）の満年齢

#### □ (仮称) 佐原認定こども園 定員数 (想定)

年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数	8人	18人	24人	60人	70人	70人	250人
うち 保育認定子ども	8人	18人	24人	40人	40人	40人	170人
うち 教育標準時間認定の子ども	/			20人	30人	30人	80人

施設類型	区分		利用定員
幼保連携型 認定こども園	保育認定の子ども	満3歳未満	50人
		満3歳以上	120人
	教育標準時間認定の子ども	満3歳未満	0人
		満3歳以上	80人
合計			250人

○年齢については、年度の初日の前日（3月31日）の満年齢

### (4) 職員と職員の資格

#### 【必置職員】

- ・園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員

#### 【任意配置】

- ・副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭 等

※特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

#### 【職員の資格】

職員区分	資格
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の登録を併有する者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭及び講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

○新認定こども園法施行日から起算して5年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士資格の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となることができる。

(5) 職員配置

職員の配置については、幼保連携型認定こども園の運営基準に示される職員配置計算表に準じて、保育教諭数を整理する必要がある。

職員配置<利用定員による保育教諭数で想定>

施設	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
(仮称)小見川認定こども園	3人	7人	3人	2人	2人	17人以上
(仮称)佐原認定こども園	3人	7人	3人	3人	3人	19人以上

※「障害児」及び「気になる子」の受入により加算が見込まれる。

※「時間外保育」により加算が見込まれる。

【職員配置計算表】

$$\begin{aligned}
 \text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times \text{おおむね } 1/3) \\
 &+ (1\text{歳児及び}2\text{歳児} \times \text{おおむね } 1/6) \\
 &+ (3\text{歳児} \times \text{おおむね } 1/20) \\
 &+ (4\sim5\text{歳児} \times \text{おおむね } 1/30)
 \end{aligned}$$

(6) 学級編制

学級編制については、幼保連携型認定こども園の運営基準に準じて、学級編制を整理する必要がある。

学級編制

施設	学級編制		定員	施設	学級編制		定員
	年齢	学級数			年齢	学級数	
(仮称)小見川認定こども園	0歳児	1	8人	(仮称)佐原認定こども園	0歳児	1	8人
	1歳児	1	18人		1歳児	1	18人
	2歳児	1	24人		2歳児	1	24人
	3歳児	3	20人		3歳児	3	20人
			20人				20人
			20人				20人
	4歳児	2	30人		4歳児	2	35人
	5歳児	2	30人		5歳児	2	35人
30人			35人				
計	10	230人	計	10	250人		

○運営基準

- ・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。
- ・1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(7) 給食の方針

健康な心と体を育てるためには、「食」に関わる体験は大変重要である。園内での給食を通して、様々な食べ物への興味や関心を促すとともに、食べる喜び・楽しみを味わい、感謝の気持ちを育むことが期待される。

さらに、体調不良、食物アレルギー等、一人ひとりの心身の状態等に応じた食事の提供は、安全で安心な生活環境づくりに大きく寄与するものであり、給食は自園調理で行うものとする。

項目	内容
方式	自園調理方式
給食	【昼食】離乳食、3歳未満児食、3歳以上児食（副食）、アレルギー食、配慮食 【おやつ】普通食、アレルギー食
実施日	月曜日から金曜日 ※土曜日は各自対応
場所	各学級

(8) 開設時間及び期間

幼保連携型認定こども園（案）

項目	1号認定子ども (保育の必要性：無) 満3歳以上	2号認定子ども (保育の必要性：有) 満3歳以上	3号認定子ども (保育の必要性：有) 満3歳未満
	実施日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日 ※土曜日
保育時間	通常保育；8：30～14：00 ※上記以降の時間は、「一時預かり（幼稚園型）」で対応	□月曜日～金曜日 時間外保育 7：00～8：30 通常保育 8：30～16：30 時間外保育 16：30～18：30 □土曜日 時間外保育 8：00～8：30 通常保育 8：30～11：30 時間外保育 11：30～17：00	
休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日～日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に基づく休日</li> <li>・学年始め休業日 4月1日～4月4日</li> <li>・夏季休業日 7月21日～8月31日</li> <li>・冬季休業日 12月24日～翌年1月6日</li> <li>・学年末休業日 3月25日～3月31日</li> <li>・県民の日を定める条例に基づく日</li> <li>・園長が特に必要があると認める休業日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に基づく休日</li> <li>・12月29日～翌年の1月3日</li> </ul>	
備考	* 保育時間・休業日等の詳細については、法令基準（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に係る県条例）に照らし、上記時間帯等を基本として検討する。		

一時預かり事業（案）

項目	内容	
対象児	市内に居住し、かつ保育の実施の対象とならない就学前の児童	
利用時間	8：30～16：30（基本時間）	
休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日～日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に基づく休日</li> <li>・12月29日～翌年の1月3日</li> </ul>	
事業内容	非定型的保育	保護者の就労形態により、家庭における保育が断続的に困難となる児童
	緊急的保育	保護者等の疾病、入院その他の社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に保育を必要とする児童
	私的理由	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために保育を必要とする児童

□地域子育て支援拠点事業（案）

項目	内容
対象児	市内に居住している就学前の児童及びその保護者
開設時間	8:30~17:15
開設日	月曜日~金曜日
休業日	土曜日~日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12月29日~翌年の1月3日
実施事業	(1) 子育て相談業務 (2) 育児サークルの育成及び支援 (3) 育児支援 (4) 育児情報の提供 (5) 活動場所の提供 (6) 子育てボランティアの育成及び支援

(9) 施設スケジュール（案）

幼保連携型認定こども園における歳児別の生活スケジュールは、下記（1日の生活の流れイメージ）を基本とした中で、入所した児童の状況や育ちにに応じて、適切なスケジュールの設定を行う。

保育時間帯	7:00~9:00	9:00~14:00	14:00~15:00	15:00~18:30
1号認定子ども (満3~5歳児)		【教育標準時間】	● 【一時預かり】	
2号認定子ども (満3~5歳児)	●		●	●
3号認定子ども (0~満2歳児)	●	●	●	●

□1日の生活の流れのイメージ

【0~満2歳児】

時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
3号認定子ども	順次登園等 時間外保育		(途中おやつ) 通常保育		給食		午睡		おやつ 通常保育		順次降園 時間外保育	

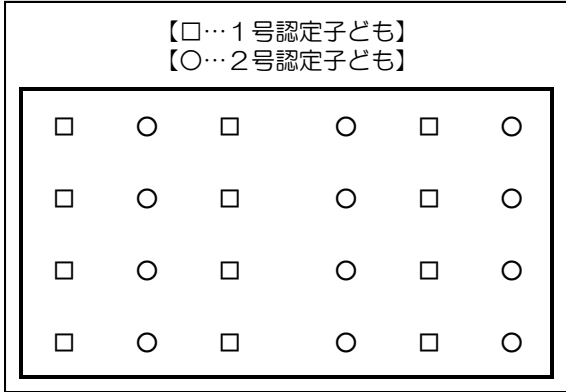
【満3~5歳児】

時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
1号認定子ども		順次登園等	教育標準時間 幼児教育カリキュラム					給食	順次降園 一時預かり				
2号認定子ども	順次登園等 延長保育							午睡	おやつ 通常保育		順次降園 延長保育		

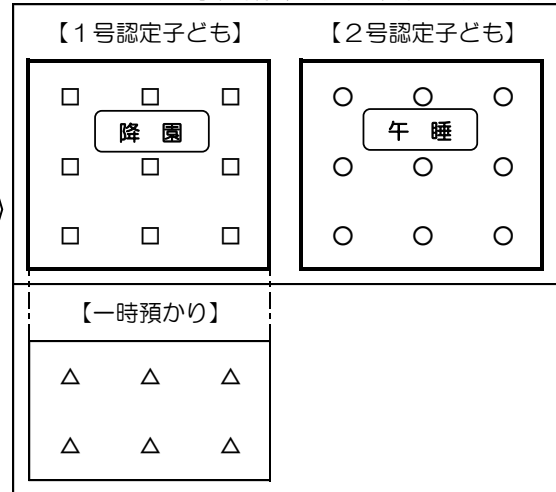


□学級編成（満3～5歳児）のイメージ

■9：00～14：00 [教育標準時間]



■14：00～ [保育標準時間+保育短時間+（一時預かり）]



(10) 利用者負担額（保育料の設定）

保育料の利用者負担については、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として、満3歳以上児・未満児に係る所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無（1～3号認定）、認定時間（利用時間）の長短の区分ごと（教育標準時間、保育標準時間、保育短時間）に定額の負担を設定する。

利用者負担の設定については、国が定める全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定める。

建設の視点

(1) 幼保施設の建設位置

施設の建設位置については、敷地規模、立地条件、周辺環境、接道条件、ライフライン整備状況等を勘案して整理することが重要である。

■建設候補地の整理

【(仮称) 小見川認定こども園】

既存施設及び他保育所の設置場所、通園アクセス環境、市有地利用等を勘案し、公共用地への移転を基本とした中で、小見川地域の定住核であり、かつ市内地或連携軸（道路）上に位置し、「行政サービス」「教育・学習」「市民活動支援」機能エリアの拠点となる香取市小見川市民センター（いぶき館）と近接する下記の場所を予定地とする。

【(仮称) 佐原認定こども園】

建設予定地については、既存施設及び他保育所の設置場所、通園アクセス環境、市有地利用等を勘案し検討していく。

項目	内容
施設名称	(仮称) 小見川認定こども園
所在地	千葉県香取市小見川1585番地2 外 (香取市小見川文化会館敷地含む)
敷地面積	約7,680㎡
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内（区域区分非設定）</li> <li>・第1種住居地域（容積率；200%、建ぺい率；60%）</li> <li>・第2種住居地域（容積率；200%、建ぺい率；60%）</li> </ul>

(2) 施設の面積基準等

法令等に基づき、利用定員等による面積基準を以下のとおり整理する。

【園舎の面積】

下記①と②の合計面積

区分	(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
面積基準	1,609.72 m <sup>2</sup> 以上	1,649.32 m <sup>2</sup> 以上

①学級数に応じた面積

区分	(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
学級数	10学級	10学級
面積基準	$320+100 \times (10-2) = 1,120 \text{ m}^2$ 以上	$320+100 \times (10-2) = 1,120 \text{ m}^2$ 以上

②園児数に応じた面積

区分		(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
乳児室 (0歳児室)	人数	8人	8人
	面積基準	$8 \times 3.3 = 26.4 \text{ m}^2$ 以上	$8 \times 3.3 = 26.4 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (1歳児室)	人数	18人	18人
	面積基準	$18 \times 3.3 = 59.4 \text{ m}^2$ 以上	$18 \times 3.3 = 59.4 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2~5歳児室)	人数	204人	204人
	面積基準	$204 \times 1.98 = 403.92 \text{ m}^2$ 以上	$224 \times 1.98 = 443.52 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	230人	250人
	面積基準	489.72 m <sup>2</sup> 以上	529.32 m <sup>2</sup> 以上

【遊戯室の面積】

区分	(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
利用人数	180人(3歳以上児想定)	200人(3歳以上児想定)
面積基準	$180 \times 1.98 \text{ m}^2 = 356.4 \text{ m}^2$ 以上	$200 \times 1.98 = 396 \text{ m}^2$ 以上

【園庭(屋外遊戯場)の面積】

下記①と②の合計面積

区分	(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
面積基準	1,039.2 m <sup>2</sup> 以上	1,039.2 m <sup>2</sup> 以上

①学級数等に応じた面積

区分		(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
3学級以上	学級数	10学級	10学級
	面積基準	$400+80 \times (10-3) = 960 \text{ m}^2$	$400+80 \times (10-3) = 960 \text{ m}^2$
満3歳児以上	人数	180人	200人
	面積基準	$180 \times 3.3 = 594 \text{ m}^2$	$200 \times 3.3 = 660 \text{ m}^2$
いずれか大きい方		960 m <sup>2</sup> 以上	960 m <sup>2</sup> 以上

②園児数に応じた面積

区分		(仮称) 小見川認定こども園	(仮称) 佐原認定こども園
満2歳児	人数	24人	24人
	面積基準	$24 \times 3.3 = 79.2 \text{ m}^2$	$24 \times 3.3 = 79.2 \text{ m}^2$

### (3) 諸室の規模及び整備

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として整理・検討を行う。

室名	室数	対象児	備者	規模等
乳児室	1室	0歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>調乳室（設備）及び沐浴室（設備）スペースを確保</li> <li>保育室（満3～5歳児）との間隔に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@3.3㎡×人数</li> </ul>
調乳室	1室		<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児室に隣接</li> </ul>	
沐浴室	1室		<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児室に隣接</li> </ul>	
ほふく室	1室	満1歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児室に隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@3.3㎡×人数</li> </ul>
保育室	1室	満2歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>間仕切りで分割利用想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>
	2室	満3歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>便所に直結又は隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>
	2室	満4歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊戯室等移動、緊急時等の出入口の動線に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>
	2室	満5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室（満2歳児）との間隔に配慮（午睡に配慮）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>
便所	1室	満2歳未満児	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児室及びほふく室に直結</li> </ul>	
	3室	満2～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室に直結又は隣接</li> <li>便器間に仕切りを設置</li> <li>手洗い場スペースの確保</li> </ul>	
	2室	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女別に独立設置</li> </ul>	
	1室	調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理室及び休憩室に隣接</li> </ul>	
保健室	1室	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベビーベッド等設置スペースを確保</li> <li>職員室に隣接</li> </ul>	
遊戯室	1室	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室とは別に独立設置</li> <li>手洗い場スペースの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>
職員室	1室	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>各保育室への動線に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の事務スペースの確保</li> </ul>
調理室	1室	調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存食の保存設備</li> <li>調理室前室スペースの確保</li> <li>手洗い場スペースの確保</li> <li>食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置</li> <li>食材搬入専用出入口の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員分の給食を供給するために必要なスペースを確保</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室に隣接</li> </ul>	
休憩室	1室	職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室に隣接</li> </ul>	
	1室	調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理室に隣接</li> </ul>	
予備室	2室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室及び保育室に隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育相談及び緊急時対応スペースの確保</li> </ul>
収納スペース	各室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室、職員室、遊戯室に直結又は隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納に必要なスペースを確保</li> </ul>
子育て支援室	1室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室に隣接</li> </ul>	
一時預かり保育室	2室	一時預かり対象児	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室に隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2歳未満児】 乳児室：有効面積@3.3㎡×人数 ほふく室：有効面積@3.3㎡×人数</li> <li>【2歳以上児】 保育室・遊戯室：有効面積@1.98㎡×人数</li> </ul>

#### (4) 施設配置

施設配置については、以下の視点に留意するとともに、建物構成や動線の考え方を整理し、配置、検討を行う。

##### □車両動線と歩行者動線の区分けと施設出入口

- 施設への接道状況、周辺環境（住宅、集客施設等）、交通流動等を考慮した中で、園児の送迎時の車両動線、歩行者動線（駐車場からの動線含む）を整理し、駐車場の配置と施設出入口を検討する。

##### □施設階構成

- 上記【諸室の規模及び整備方針】及び敷地面積等を参酌し、適正規模及び施設利用者の安全性が確保される階構成を検討する。

##### □保育室等

- 保育室や遊戯室など園児が長時間過ごす居室については、日照を確保するため、できるだけ南側配置とする。
- 満3～5歳児は個別に保育室を確保しながらも一体的に利用できる配置とし、異年齢交流が行いやすい環境に配慮する。
- 保育室から園庭や屋外空間への移動は園児の負担にならないように配慮する。

##### □職員室

- 職員室は、施設敷地内から施設出入口までの園児及び保護者等の動線が確認できる安全性の高い配置に配慮する。
- 職員室は、職員が各保育室に行きやすく、0～満2歳児の保育室や園庭に目の行き届きやすい、安全性の高い配置に配慮する。

##### □遊戯室

- 年間行事や屋内運動等、さまざまな用途に対応できるよう、可動間仕切りにより分割可能な配置に配慮する。

##### □子育て支援室

- 子育て支援室は、通常園児以外の利用者であることから、施設出入口及び職員室に隣接又は近接した、わかりやすい配置に配慮する。

## 第4章 今後のスケジュール

### 1 【小見川地区】幼保一元化施設の整備工程 ※1 幼1保一元化施設＝「小見川幼稚園」及び「小見川中央保育所」機能の一元化

No.	作業工程	内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1	土地利用	①用地確保	準備	用地交渉	合意形成	契約、譲渡		
		②測量						
		③地質調査						
2	建設計画	①設計・監理業務			設計（解体） 設計（本体） 監理（解体）		監理（本体）	開設
		②既存施設解体 造成			解体工事			
		③本体工事				入札 工事 外構		
3	議会	予算、内容説明等		○	○	○	○	

### 2 【佐原地区】幼保一元化施設の整備工程 ※1 幼2保一元化施設＝「佐原幼稚園」及び「佐原保育所」「香取保育所」機能の一元化

No.	作業工程	内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	土地利用	①用地確保		準備		用地交渉 合意形成 契約、譲渡				
		②測量								
		③地質調査								
2	建設計画	①設計監理業務					設計（造成・本体） 監理（造成）	監理（本体）		開設
		②造成工事					入札 工事 造成			
		②本体工事						入札 工事 外構		
3	議会	予算、内容説明等			○	○	○	○	○	

香取市幼保一元化施設整備計画

平成26年10月

発行：香取市

編集：香取市幼保一元化施設整備プロジェクト推進会議

〒287-8501 香取市佐原口2127

電話：0478-50-1257

メール：jido@city.katori.lg.jp